

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	軽費老人ホーム運営費補助事業		担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189					
事業目的	居宅において生活することが困難な高齢者が、健康で明るい生活を送るため、低廉な料金で日常生活に必要な便宜を提供する軽費老人ホームの利用を促進								
事業内容	軽費老人ホーム(政令・中核市所在施設を除く)の運営に要する経費の一部を助成 ①補助対象者 施設を運営する社会福祉法人等、②補助対象経費 運営費の一部、③負担割合 県10/10				事業開始年度	昭和39年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(913,261千円) 913,261千円		(938,541千円) 938,541千円		(939,455千円) 939,455千円			
	人件費②	2,402千円	従事人員 0.3人	2,369千円	従事人員 0.3人	2,374千円 0.3人			
	総コスト(①+②)	915,663千円	従事人員 0.3人	940,910千円	従事人員 0.3人	941,829千円 0.3人			
事業の目標	施設入所にあたって助成が必要な低所得者全てに対する支援を実現する。			【目標設定理由】 居宅生活が困難な高齢者に対する住まいの確保を促進するため(老人福祉計画による)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	利用延べ人員数	25,356人	H26	24,005人 (38千円)	24,611人 (38千円)	25,459人 (37千円)	94.7%	97.1%	100.4%
特定入居者生活介護の指定施設数	13施設	H26	12	12	13	92.3%	92.3%	100.0%	
評価結果	必要性	・高齢化が進展するなかで、自宅での生活が困難な高齢者のための多様な住まいの一つとして軽費老人ホームは必要な施設である。 ・特に低額な料金で、日常生活に必要なサービスを提供できることから、入居高齢者が安心して生活ができ、高齢者福祉の向上に不可欠な施設である。							
	有効性	・施設に対してサービス利用料の減免分を助成することで、低所得者の入所を容易にしており、低所得者に対する住まいの確保策として有効である。							
	効率性	・民間事業者への当該事業支援により、効率的な低所得者に対する支援が実施できる。 ・新規に整備する軽費老人ホームに対しては特定施設入居者生活介護の指定を受けるよう指導しており、これにより補助額が下がることから、コストの低減に繋がる。							
	民間・市町との役割分担	・軽費老人ホームは、入所者負担により運営することが原則であるが、低所得者が利用しやすいようサービス利用料の減免分を県が補填することにより、社会福祉法人の経営を安定させている。							
	受益と負担の適正化	・生活費(食費等)及び管理費(家賃)については全額入所者負担である。 ・施設サービス利用料は、所得に応じて入所者から応分の負担を求めているが、低所得者の場合は負担が困難であるために減免分のサービス利用料を補助している。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	・軽費老人ホームは自宅での生活が困難な高齢者のために必要な居住施設であり、特に、サービス利用料の減免分を助成することにより、高齢者の入所を支援、また施設運営の安定に資するため、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	老人クラブ助成事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-9033					
事業目的	①地域における社会貢献活動の取り組み主体である老人クラブの活動活性化 ②高齢者の健康と生きがいづくり								
事業内容	①活動費に対する助成、②地域貢献活動を促進するための助成、③健康づくり・介護予防の取組に対する助成 等			事業開始年度	昭和32年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(217,757千円) 284,241千円		(215,615千円) 281,272千円		(198,580千円) 263,150千円			
	人件費②	2,402千円	従事人員 0.3人	2,369千円	従事人員 0.3人	2,374千円 従事人員 0.3人			
	総コスト(①+②)	286,643千円	従事人員 0.3人	283,641千円	従事人員 0.3人	265,524千円 従事人員 0.3人			
事業の目標	①県下全市町において、補助対象となる全ての単位老人クラブでの老人クラブ活動強化推進事業の実施			[目標設定理由]身近な地域において見守り活動等を促進するため、県下全市町が事業を実施するとともに、老人クラブの活性化を図るため、補助対象となる全ての単位老人クラブが、事業に取り組む必要があるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	実施市町数	41市町	H26	41市町 (一千円)	41市町 (一千円)	41市町 (一千円)	100.0%	100.0%	100.0%
実施クラブ数の割合	100.0%	H26	100.0% (一千円)	100.0% (一千円)	100.0% (一千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・高齢化が進展するなかで、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの受け皿となり、また、地域における社会貢献活動の取組主体でもある老人クラブ活動を充実する必要がある。							
	有効性	・健康づくり・介護予防事業の参加者数は、着実に増加している。 ・社会貢献活動としては、県と県老連で子育て応援協定を締結し、子育て支援・地域の見守り活動を促進している。 ・子育て支援・地域の見守り活動の補助対象を市町老人クラブ連合会加盟の単位老人クラブに見直すことにより、当該活動を一層促進することとしている。 ・26年度から新たに支援する健康体操活動の補助対象を県老人クラブ連合会傘下の単位老人クラブとすることにより、当該活動を一層促進することとしている。							
	効率性	・23年度に補助単価の減額及び政令中核市との負担割合の変更を行ったため、県の負担額は軽減している。 ・26年度から老人クラブ活動強化推進事業の補助単価を国庫補助単価並みとするため4,400円/月から4,000円(3,500円+500円)/月に引き下げることから、県負担額の軽減となる。							
	民間・市町との役割分担	・国庫補助事業の負担割合は、国：政令中核市=1/3：2/3、国：県：一般市町=1/3：1/3：1/3であり、県単独補助事業は県：政令中核市=1/3：2/3、県：一般市町=2/3：1/3である。							
	受益と負担の適正化	・補助は活動経費の一部かつ定額で、会員負担が適当な経費については、各クラブの自己負担としている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 (その他)			
説明	高齢者ができる限り元気で社会的にも活躍できるよう、老人クラブの諸活動に対する支援を継続する。 県老人クラブ連合会に未加入の単位老人クラブについては、26年度に限り補助対象とすることにより、健康体操活動の一層の促進等を図る。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	医療療養病床転換支援補助事業		担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189					
事業目的	医療療養病床を老人保健施設等への転換により削減								
事業内容	医療療養病床等の転換に伴う所要の改修整備費を助成 ①補助対象者 医療法人、②補助対象経費 改修整備費の一部、③負担割合 国10/27・県5/27・保険者12/27				事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	-		(3,255 千円) 17,500 千円		(3,242 千円) 17,500 千円			
	人件費②	-	従事人員 -	790 千円	従事人員 0.1人	791 千円 0.1人			
	総コスト (①+②)	-	従事人員 -	18,290 千円	従事人員 0.1人	18,291 千円 0.1人			
事業の目標	H29までに1,368床削減 (介護保険事業支援計画による)			[目標設定理由] 医療療養病床を老人保健施設等への円滑な転換促進を図るため(老人福祉計画による)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	医療療養病床転換見込量	1,368床	H29	- (-千円)	- (-千円)	35床 (523 千円)	0.0%	0.0%	2.6%
介護老人保健施設必要入所定員 (医療療養病床転換分)	29床	H26	- (-千円)	- (-千円)	29床 (-千円)	0.0%	0.0%	100.0%	
評価結果	必要性	医療機関においては、医療療養病床も併設している場合も多く、その利用者についても適切な施設への入所を促す必要がある。これまで実績はないものの、地域包括ケアシステムを推進していく上で、その方策として在宅復帰の中間施設の役割を担う介護療養型老人保健施設等への転換促進は必要である。							
	有効性	・事業実施により療養病床転換が進捗し、県介護保険事業支援計画に基づく適切な施設介護サービスの提供体制整備が図られる。							
	効率性	・国庫補助事業であり、病床当たり単価が定められているため、実質的なコストは一定している。							
	民間・市町との役割分担	・介護療養病床については市町が、医療療養病床については県が、それぞれ転換を支援することとなっており、役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・補助基準額を超える部分は事業者負担となっており、受益負担は適正である。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
	説明	地域包括ケアシステムを推進していく上で、医療療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換促進は必要であることから、県介護保険事業支援計画に基づく目標を達成するため引き続き事業を継続する。(事業期間 H20~H29)							

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	低所得者に対する介護サービス利用者負担額軽減		担当者電話番号	計画係 078-362-9035					
事業目的	低所得者が経済的な理由から介護保険サービスの利用を控えることなく適正利用できるよう市町が実施する負担軽減事業に補助を行う。								
事業内容	介護サービス事業者が低所得である利用者の負担額の軽減に要した費用の一部を、国・県・市町で補助する。			事業開始年度	平成12年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(5,045 千円) 15,134 千円		(5,665 千円) 16,995 千円		(5,033 千円) 15,098 千円			
	人件費②	2,402 千円	従事人員 0.3人	2,369 千円	従事人員 0.3人	2,374 千円 従事人員 0.3人			
	総コスト (①+②)	17,536 千円	従事人員 0.3人	19,364 千円	従事人員 0.3人	17,472 千円 従事人員 0.3人			
事業の目標	①負担軽減事業実施市町数 (補助実績の有無に関わらず制度の有無)			[目標設定理由]低所得者が適正利用できるよう県下全市町で軽減制度を実施する必要があるため					
	②対象となる低所得者全員に軽減措置			[目標設定理由]低所得者が介護サービスを適正に利用できるよう補助をすることが重要であるため、前年実績並の補助を確保					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26 (目標)
	実施市町数	41 市町	H26	41市町 (- 千円)	41市町 (- 千円)	41市町 (- 千円)	100 %	100 %	100 %
軽減対象者	2,424 人 [前年実績並の確保]	H26	2,438人 (7 千円)	2,424人 (8 千円)	2,424人 (7 千円)	95.0%	99.4%	100 %	
評価結果	必要性	・低所得者が経済的理由によりサービス利用を手控えることがないよう、一定の配慮が必要である。							
	有効性	・必要なサービスを必要な時に受けることができるようするための制度であり、介護サービス事業者が実施する低所得者への支援に対する補助は有効な手段である。							
	効率性	・H21年度に事業統合を行うなど事業実施方法の見直しを行い、コストの削減を図っている。							
	民間・市町との役割分担	・国1/2、県1/4、市町1/4の負担割合で、経費を負担し合っており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・介護保険サービス利用時の自己負担額が重荷となる低所得者に限り、その自己負担額の一部を軽減する仕組みであり、引き続き最低限の自己負担は求めている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	低所得者が必要な介護保険サービスを利用するために必要な制度であり、継続して実施する。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課						
事業名	地域包括支援推進事業		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188						
事業目的	①地域包括支援センターの機能強化を図ることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。 ②市町における介護予防・日常生活支援総合事業等の効果的な実施を支援する。									
事業内容	①地域包括支援センター等機能強化支援会議及び報告会の開催、専門職等支援者の派遣等 ②-1介護予防・日常生活支援総合事業等支援会議及び報告会の開催 ②-2介護予防推進研修の実施			事業開始年度	平成20年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(2,013千円) 15,726千円		(6,223千円) 17,193千円		(4,253千円) 12,240千円				
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 0.1人				
	総コスト(①+②)	16,527千円	従事人員 0.1人	17,983千円	従事人員 0.1人	13,031千円 0.1人				
事業の目標	①地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域包括支援センター強化の一環として、地域包括支援センターの適正な配置を支援する			[目標設定理由]地域包括ケアシステムは、中学校区単位で構築されることが望ましいことから、システムを中心となる地域包括支援センターの数(サブセンター及びランチを含む)を、中学校区数と同数とする必要がある。(重点プログラムによる)						
	②市町における介護予防・日常生活支援総合事業等の効果的な実施のため、介護予防に向けた住民主体による取組の推進を図る			[目標設定理由]介護予防だけでなく、高齢者の社会参加や生きがいつくりのため、住民主体による介護予防の取組を推進する必要がある。(重点プログラムによる)						
	③介護予防関連事業の適切な実施を推進するため、市町等の担当者の資質向上を図る			[目標設定理由]介護予防を推進するためには、担当者の資質を向上させる必要がある。(40人×7コース×3回、50人×3コース×3回を想定)						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
	地域包括支援センター等の設置数	目標値	年度	299 か所 (0千円)	300 か所 (17,983千円)	310 か所 (1,303千円)	H24	H25	H26	
		単位コストは単年度増	H30				87.9%	88.2%	91.2%	
	介護予防に向けた住民主体の活動実施箇所数	1,535 か所	H30	1,325 か所 (0千円)	1,360 か所 (514千円)	1,395 か所 (372千円)	86.3%	88.6%	90.9%	
介護予防推進研修延べ参加者数	1,290 名	H26	474 名 (35千円)	1,170 名 (15千円)	1,290 名 (10千円)	36.7%	90.7%	100.0%		
評価結果	必要性	・介護保険法(平成24年4月改正)の趣旨は、地域包括ケアシステムの実現である。								
	有効性	・地域包括支援センターの機能強化及び介護予防・日常生活支援総合事業等の効果的な実施は、地域包括ケアシステムの実現に資する。								
	効率性	・地域包括ケアシステムのコーディネーター役を担う地域包括支援センターの適正配置及び機能強化を推進することは、地域包括ケアの実現に向けて、関係機関の取組を推進し、ネットワークを形成することができるため効率的である。								
	民間・市町との役割分担	・市町の取組が円滑になされるよう、県が広域的見地で支援を行う。								
	受益と負担の適正化	・介護予防の推進を目的とした研修については、応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
明	高齢化社会の中で、地域包括ケアシステムの構築は重要な課題であることから、その推進に向けた事業を継続して実施する。									

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課						
事業名	LSA配置促進事業		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188						
事業目的	復興住宅や公営住宅に居住する高齢者等に対し、生活援助員(LSA)を派遣し、入居者が安心して自立生活ができるよう、見守りや生活支援を行う。									
事業内容	被災高齢者等に対し、LSAによる高齢者の安否確認・生活支援のほか、地域住民等との連携によるコミュニティ形成交流事業等を実施する。			事業開始年度	平成9年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(3,632千円) 10,896千円		(3,035千円) 9,103千円		(2,731千円) 8,192千円				
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 0.1人				
	総コスト (①+②)	11,697千円	従事人員 0.1人	9,893千円	従事人員 0.1人	8,983千円 0.1人				
事業の目標	被災高齢者等が地域と交流しながら自立した生活を営む			【目標設定理由】 地域との良好なコミュニティの形成と孤立化を防ぐ						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
	事業実施数	目標値	年度				H24	25	26	
		19事業	26年度	19事業 (616千円)	19事業 (521千円)	19事業 (473千円)	100%	100%	100%	
生きがい交流事業参加人数	10,000人 (H24実績並)	26年度	10,357人 (1千円)	10,000人 (1千円)	10,000人 (1千円)	100%	100%	100%		
評価結果	必要性	・住み慣れた場所を離れて生活することを余儀なくされたことに加え、高齢化率が高い復興住宅入居高齢者が安心して自立生活を行うためには、コミュニティ形成や生きがいづくり等の継続した支援が必要である。								
	有効性	・市の判断により復興住宅対象の事業数は微減しているが、被災高齢者のみならず支援を必要とする高齢者に対するLSAによる見守り支援活動は市町において継続実施されている。								
	効率性	・被災高齢者等の自主的なコミュニティづくりが進展したこと、また、地域住民や自治会、ボランティア等との連携による支援体制づくりに取り組むなど、効率的な事業の推進が図られている。								
	民間・市町との役割分担	・国1/2、県1/4、市町1/4の負担割合で、経費を負担し合っており、適切な役割分担が図られている。								
	受益と負担の適正化	・復興住宅入居高齢者の自立生活を支援するため実施されており、受益者負担はなじまない。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	・復興住宅入居高齢者等が安心して自立生活を行うために必要な事業であるため、継続して実施する。									

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	100歳高齢者祝福事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-9033					
事業目的	①100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与したことを感謝する。 ②100歳高齢者を支えてきた家族の功労も併せて讃える。								
事業内容	100歳高齢者及びその家族に記念品等を贈呈する。					事業開始年度	昭和38年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円)		(0千円)		(0千円)			
		14,398千円		15,357千円		15,786千円			
	人件費②	4,004千円	従事人員	3,949千円	従事人員	3,957千円	従事人員		
0.5人			0.5人		0.5人				
総コスト(①+②)	18,402千円	従事人員	19,306千円	従事人員	19,743千円	従事人員			
0.5人		0.5人		0.5人					
事業の目標	①対象者全てに記念品を贈呈			【目標設定理由】事業の目的上、該当者に確実に贈呈することが重要である。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	実施市町数	41市町	26年度	41市町 (-千円)	41市町 (-千円)	41市町 (-千円)	100.0%	100.0%	100.0%
100歳高齢者数	1,252人	26年度	1,161 (16千円)	1,218 (16千円)	1,252 (16千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・100歳到達という節目にあたり、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝の意を表し、その家族を讃えることは、高齢者の生きがいづくりや県民の敬老精神を喚起する上で必要である。							
	有効性	・県からの祝意を伝えることにより、対象者に大変喜ばれるとともに、県民に敬老精神を喚起しているところであり、対象者全員に対して事業は着実に実施されている。							
	効率性	・平成19年度に、類似事業であった長寿祝金事業を廃止し本事業に整理統合したため、100歳高齢者に対する祝福事業全体としてみると、平成20年度以降、コストは改善されている。							
	民間・市町との役割分担	・100歳という極めて重みのある節目であることから、県が事業主体となり、全県的に事業を実施することは適正である。ただし、対象者の把握・調査については、市町に依頼し、適切に役割分担している。							
	受益と負担の適正化	・内容も社会通念上、適切な範囲内である。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	100歳到達者が増加傾向にあるなか、高齢者の生きがいづくりや県民の敬老精神を喚起するため、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名		高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名		「介護サービス情報の公表」制度実施事業		担当者電話番号	介護事業者係 078-362-9117					
事業目的		事業者の義務である事業所情報の報告を受理し、情報公表システムでの公表を行う。								
事業内容		報告の受理及び公表に関する事務を兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)を指定情報公表センターとして指定し委託する。			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(2,162千円) 4,324千円		(2,837千円) 5,673千円		(2,837千円) 5,673千円				
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円	従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	5,926千円	従事人員 0.2人	7,253千円	従事人員 0.2人	7,256千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		①事業所・施設に年に1度義務づけられている事業所情報の報告について、確実に報告を受理する			[目標設定理由]報告は、事業所・施設の義務として法規定されており、確実に報告させる必要がある					
		②報告を受理した事業所・施設の情報を情報公表システムに確実に公表する			[目標設定理由]報告受理後、公表しなければならないと法規定されており、確実に公表する必要がある					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H24	H25	H26
		報告対象事業所数に対する報告事業所数の比率	100%	H26	63.1% (-千円)	100% (-千円)	100% (-千円)	63.1%	100%	100%
		情報公表システムへのアクセス件数	200,000件 (H24実績並み)	H26	191,218件 (0.03千円)	200,000件 (0.04千円)	200,000件 (0.04千円)	95.6%	100%	100%
評価結果	必要性	「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法において、都道府県が行うことと規定されている。また、介護サービス事業所・介護保険施設は年に1度事業所情報の報告が義務付けられており、報告内容は都道府県が公表することが法規定されており、報告・公表事務を行う必要がある。								
	有効性	介護サービス事業所及び介護保険施設の情報の公表は、利用者による自己選択という介護保険制度の理念を現実の制度として実現させるための仕組みであり、利用者や家族の事業所、施設選択に有効である。								
	効率性	県費負担にあたっては、手数料条例の積算時と比較して事務経費の大幅減など経費の見直しを行い適正化を図るとともに、国庫補助事業を活用し効率的に実施。								
	民間・市町との役割分担	介護保険法により、都道府県事務と規定されており、全県の事業所・施設が対象であることから県が行うことが妥当。								
	受益と負担の適正化	23年度までは、県条例に基づく手数料を徴収していたが、手数料によらない制度運営を図るという国見直し方針を踏まえ、条例を廃止し、手数料徴収は行わないこととした。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	平成24年度から事業者負担を軽減する観点から手数料によらない制度運営を図るという国見直し方針を踏まえ、手数料によらない制度運営を行うこととしたところであり、法規定された報告公表については、国庫補助事業を活用し、利用者による自己選択という介護保険制度の理念を現実の制度として実現させるため、効率的に実施する。									

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局社会援護課					
事業名	安心地区の整備等の推進		担当者電話番号	福祉企画係 078-362-3181					
事業目的	①要介護高齢者等が求めるサービス（介護保険、住民参加型サービス）の調整の場づくり ②高齢者等に対するミニデイサービスの提供や在宅福祉活動グループ等の情報交換を行う場の整備 ③高齢者自身による在宅福祉や生涯学習など様々な分野での起業を促進								
事業内容	安心地区推進協議会を設置し、社会福祉法人等に安心ミニデイサービスセンター整備費補助等を行うとともに、60歳以上の県民で構成された団体による事業の立ち上げに要する経費を補助			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 21,231千円		(0千円) 81,200千円		(0千円) 49,650千円			
	人件費②	8,008千円	従事人員 1.0人	7,898千円	従事人員 1.0人	7,913千円 従事人員 1.0人			
	総コスト(①+②)	29,239千円	従事人員 1.0人	89,098千円	従事人員 1.0人	57,563千円 従事人員 1.0人			
事業の目標	①県内10地区で安心地区が整備される。			[目標設定理由]モデル事業の実施・実践事例の蓄積により、将来の市町への地域福祉の取組普及につなげるため（重点プログラムによる）					
	②県内10団体が、長年培った知識・経験・技能を生かした事業又は社会貢献活動を起業する。			[目標設定理由]今後増加が見込まれる元気高齢者の生きがい創造活動等を促進する必要があるため（重点プログラムによる）					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	安心地区推進協議会の設置及び安心ミニデイサービスセンターの整備	10地区	H26	3地区 (9,746千円)	8地区 (6,292千円)	10地区 (4,317千円)	30%	80%	100%
安心地区外における高齢者起業支援事業の事業実施団体数	10団体	H26	—	—	10団体 (1,439千円)	—	—	100%	
評価結果	必要性	今後高齢者人口の急増が見込まれる中、介護保険サービスと住民参加型サービスが相互に補完し合い、要援護高齢者等が求めるサービスを提供することが急務である。市町や民間が広く事業実施するに当たっての実践モデルとして、県内10箇所モデル整備を行う。							
	有効性	要介護になってもできる限り自宅で安心して暮らせるためのミニデイサービス（軽度の運動、健康チェック等）や元気高齢者の生きがい創造活動等の推進が図られる。							
	効率性	ミニデイサービスセンターの整備や生きがい創造活動のために、最低限の必要額を補助単価としている。							
	民間・市町との役割分担	今後の普及については市町・民間が主導するものの、モデル事業としては県が実施する必要がある。							
	受益と負担の適正化	県はミニデイサービス等の場づくりや生きがい創造活動の立ち上げ等を支援し、運営については、サービスの利用等に当たって必要に応じて自己負担を求め等により、地域での自主運営が可能となるようにする。							
実施方針	方向性	新規	（拡充）	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	事業の目標①につき、平成25年度時点で8割を達成しており、平成26年度は、残り2箇所の整備を行い、目標達成を目指す。平成26年度から拡充の同②については、平成26年度において10団体の実施により、目標達成を目指す。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	地域サポート型特養推進事業		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188					
事業目的	生活相談員（LSA）等を配置して地域住民を対象に見守り等を行う特別養護老人ホームを地域サポート型特養に認定し、在宅介護の推進を図る。								
事業内容	①兵庫式24時間LSA地域見守り事業の実施 LSA等を配置して、地域の高齢者の見守りに24時間態勢で取り組む特別養護老人ホームに対し、立ち上げ経費を補助 ○補助対象者：社会福祉法人 ○対象経費：初度設備（1年限り1,610千円） 賃金助成（3年限り） ※1年目1,000千円、2年目600千円、3年目300千円 ②地域サポート型特養普及推進事業の実施 ○専門相談会、研修・交流会の開催 ○発表会・情報交換会の開催				事業開始年度	平成25年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	-		(0千円) 13,527千円		(0千円) 24,974千円			
	人件費②	-	従事人員 -	790千円	従事人員 0.1人	1,583千円 0.2人			
	総コスト(①+②)	-	従事人員 -	14,317千円	従事人員 0.1人	26,557千円 0.2人			
事業の目標	①高齢者の在宅生活の更なる延長を図るため、地域で見守り等を行う特養に対し、立ち上げ経費を補助し、事業参画を促す。			[目標設定理由]特養の持つ専門的機能を活用した新たな特養施設を県内各地に認定する。（重点プログラムによる）					
	②LSA等の資質向上を図るとともに、広く事業を周知するための研修会等を開催する。			[目標設定理由]現場で対応するLSA等の資質向上と、事業周知を図る。（1か所あたり10人を想定）					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	地域サポート型特養認定数	50か所	H29	-	18か所 (795千円)	26か所 (3,319千円)	-	31.0%	44.8%
地域サポート型特養見守り人数	260人	H26	-	74人 (193千円)	260人 (102千円)	-	28.5%	100.0%	
評価結果	必要性	・在宅高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、在宅介護支援の強化を図るため、県独自の兵庫式LSA24時間配置に加えて、地域住民が集う場を併設して、介護相談や介護技術講習会等を実施する等、地域に密着した地域サポート型特養を整備する必要がある。							
	有効性	・各圏域に地域サポート型特養が創設されることにより施設としては新たなビジネスチャンスを得ることになる。また、在宅で家族を介護・看病する者や要介護者に対する介護支援の体制が図られるため事業を推進する有効性は高い。							
	効率性	・事業経費は、地域サポート型特養の立ち上げに要する経費であり、次年度以降も引き続き地域に密着した在宅介護支援が取り込まれることから、先進的事業としての役割は効果的に行われる。 (H25については認定数が増加したことから補正増を行っている。1か所あたりの費用は一定である)							
	民間・市町との役割分担	・民間活力と専門性の高い技能を活用し、見守りが必要な者や希望する者との個人契約に基づくサービスを提供するほか、地域住民が集う場を併設して地域の在宅介護を支援するものであり、先進的なビジネスモデル事業であることから県の役割である。							
	受益と負担の適正化	・補助経費は、初年度の立ち上げ経費と賃金（3年限りで1年目100万円、2年目60万円、3年目30万円）を助成し、地域に根ざした地域サポート型特養の創設を啓発することであり、運営等経費は個人又は市町との個別契約により利用料を徴収し応分の負担を求めて適正な対応を図ることとしている。							
方向性	新規	拡充			継続	実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	兵庫式LSA（LSA24時間配置体制）による見守りは高齢者の在宅生活を支える仕組みとして有効に機能しており、県内に普及する必要があると考えている。しかし、主にシルバーハウジングでの見守りを行う現行の仕組みでは市町の財政負担やシルバーハウジング以外の住宅への対応において均衡が取れない等の理由により、なかなか進展しない現状にある。 このため、県では「兵庫式LSA24」の実施主体を市町から特養を運営する法人に見直し、現場のLSA等の資質向上を図るとともに、平成25～30年度にかけて地域サポート型特養の設置・普及を県内全域に促進していく。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	高齢者安心県営住宅等整備事業		担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189					
事業目的	高齢者が多い県営住宅又は県住宅供給公社が提供する賃貸物件に介護保険の在宅サービス機能を併設することにより、施設に入所しなくても暮らし続けられる環境を整備								
事業内容	県営住宅等における在宅サービス機能の併設に係る整備費の一部を助成 ①補助対象者 県営住宅等で通所介護事業を実施する者 ②補助額 集会所等を改修する場合：5,000千円/1事業所(定額)、 敷地内に新設する場合：21,000千円/1事業所(定額)			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	-		(0千円) 26,000千円		(0千円) 26,000千円			
	人件費②	-	従事人員 -	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人			
	総コスト(①+②)	-	従事人員 -	27,580千円	従事人員 0.2人	27,583千円 0.2人			
事業の目標	介護保険の在宅サービス機能を持つ県営住宅等の整備			【目標設定理由】 高齢者の入居率の高い県営住宅における居宅サービスの利用促進を図るため(老人福祉計画による)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	通所事業所整備箇所数	7事業所	H28	- (一千円)	1事業所 (27,580千円)	2事業所 (13,791千円)	-	14.3%	28.8%
通所介護事業所の利用延人数(H26~利用開始)	15,000人	H28	- (一千円)	- (一千円)	2,200人 (12千円)	-	-	14.7%	
評価結果	必要性	・介護を必要とする高齢者が多く居住する県営住宅等において、在宅で暮らし続けたいというニーズに応えるために通所介護事業所を整備することには必要性が十分認められる。							
	有効性	・今後、さらに常時介護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、県営住宅等における在宅サービス機能の充実を図ることは、施設サービス費の抑制に有効である。							
	効率性	・類似施設の整備実績を踏まえて補助単価を設定しており、1箇所あたりのコストは適切な水準である。							
	民間・市町との役割分担	・県営住宅等における在宅サービス機能の併設に係る整備であることから、県が整備費の補助を実施する。							
	受益と負担の適正化	・類似施設の整備実績を踏まえて補助単価を設定しており、受益と負担の割合は適正な水準である。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	高齢者が施設に入所せず、在宅で暮らし続けられる環境を整備するために地域振興基金を取り崩し平成28年度まで実施								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	介護技術等普及事業		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188					
事業目的	要支援、要介護状態となっても、できる限り在宅で暮らせるよう家族の介護力を高めるため、将来を見据えた在宅介護の推進を図る。								
事業内容	介護技術講習会の実施			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 7,160千円		(0千円) 7,941千円		(0千円) 8,941千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	7,961千円	従事人員 0.1人	8,731千円	従事人員 0.1人	9,732千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	家族の介護力を高めるため、介護技術講習会を実施			[目標設定理由] 平成24年度の要介護1の見込み数相当の受講者を設定					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	介護技術講習会受講者	40,000人	30年度	2,696人 (3千円)	8,696人 (1千円)	15,496人 (1千円)	6.7%	21.7%	38.7%
介護技術講習会実施回数	170回	26年度	122回 (65千円)	139回 (63千円)	170回 (57千円)	71.8%	81.8%	100.0%	
評価結果	必要性	・高齢化が進む中、要支援や要介護者となっても高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続していくには、高齢者を支える家族の介護に関する知識や技術を習得するなど、介護力を高める必要がある。							
	有効性	・介護技術講習会で取得した知識や技術等を活用することにより、介護を必要とされる高齢者の在宅生活の支援が図られる。							
	効率性	・講習会の実施場所が特別養護老人ホーム等の施設で実施することとしており、県内において広域的に講習会を開催する予定であり、効率的な推進が図られる。							
	民間・市町との役割分担	・市町においては、現に介護を行っている家族（要介護度中度程度）を対象に実施している。 ・高齢化の進行により在宅生活を支えるためには、介護技術を習得した県民をさらに増加させ、地域間格差なく全県レベルで推進する必要があることから、全県レベルでの普及推進が可能な県が、要介護度（軽度程度）を対象に実施することとし、役割を分担している。							
受益と負担の適正化	・家族等が介護技術等を習得することにより、従来は施設に入所するなど介護サービスを利用していた要介護高齢者が、在宅での生活を継続することが可能となることから、結果として介護給付を抑制して介護保険財政の健全化が図られるので受講料を徴収しない。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	<p>・本事業で開催する講習会は、県内各地に存する県老人福祉事業協会の会員施設や地域サポート型特養等において開催される。多くの県民が講習会に参加できるよう、各地で周知を図りながら事業を推進する。</p> <p>・この事業の展開をきっかけとして、各施設が講習会の開催のノウハウや地域とのつながりを構築できるように引き続き取り組む。</p>								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進・障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課 健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金事業		担当者電話番号	高齢社会課企画調整係 078-362-9033 障害福祉課障害政策係 078-362-9105					
事業目的	①制度的無年金者の解消 ②制度的無年金者の福祉向上								
事業内容	無年金外国籍高齢者・障害者等に対し、市町と共同して福祉給付金を支給			事業開始年度	平成10年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(138,128千円) 138,128千円		(127,337千円) 127,337千円		(123,953千円) 123,953千円			
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人			
	総コスト(①+②)	139,730千円	従事人員 0.2人	128,917千円	従事人員 0.2人	125,536千円 0.2人			
事業の目標	対象者全員に対する給付金の支給			[目標設定理由]国民年金に代わる給付として、制度的無年金者に対する福祉給付金の支給が必要					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	高齢者受給者数	405人	26年度	449人 (215千円)	418人 (202千円)	405人 (199千円)	100.0%	100.0%	100.0%
障害者受給者数(重度)	103人	26年度	103人 (421千円)	103人 (433千円)	103人 (437千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・制度的無年金外国籍高齢者・障害者の救済は本来国の責務であるが、国は長期にわたり対応をとっておらず、国が救済措置を講じるまでの間の福祉的措置として必要である。							
	有効性	・国民年金に代わる給付として、対象者の健全な生活の維持・向上に寄与している。							
	効率性	・対象者の増減等、実績のみによって変動し、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町で共同して事業を実施している。							
	受益と負担の適正化	・支給対象者が別に公的年金等を受給している場合は、支給制限を設けている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	国が救済措置を講じるまでの間の福祉的措置として継続実施する。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	地域における看取り促進事業		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188 養成・審査係 078-362-9118					
事業目的	①がんや難病等、疼痛管理が必要で退院先の家庭介護力が弱い人を地域で看取ることができる地域の看取りの場の先進的普及の推進 ②特養等における終末期ケアを行える人材の育成 ③終末期ケアに重点化したケアプラン作成等ができる専門性の高い介護支援専門員を養成								
事業内容	①-1地域の看取りの場普及促進（モデル整備検討会議の開催、開設講座及び従事者研修の実施、フォーラムの開催等） ①-2地域の看取りの場の開設に取り組む団体等への改修費等の助成 ②特養職員等への終末期ケア人材育成研修及びスキルアップ研修の実施 ③チームケア推進リーダー養成研修及びケアプラン作成研修の実施			事業開始年度	平成25年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	-		(0千円) 18,348千円		(0千円) 18,276千円			
	人件費②	-	従事人員 -	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円	従事人員 0.2人		
	総コスト(①+②)	-	従事人員 -	19,928千円	従事人員 0.2人	19,859千円	従事人員 0.2人		
事業の目標	①地域の看取りの場を県内に普及するため現5か所に加えて2か年で5か所設置して10か所の基盤整備を図る。			【目標設定理由】各圏域においてモデル的に実施して、地域における在宅等の終末期ケアニーズに応えるとともに、地域の看取りの場を県下に普及・推進するため。					
	③終末期ケアに重点化したケアプラン作成等ができる専門性の高い介護支援専門員（チームケア推進リーダー）を養成する。			【目標設定理由】在宅等における看取りを希望する者のニーズに応え、在宅等での終末期ケア対応を実現するため。					
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	地域の看取りの場延べか所数	10か所	27年度	- (-千円)	5か所 (3,986千円)	8か所 (2,482千円)	-	50.0%	80.0%
チームケア推進リーダー養成人数の延べ人数	200名	27年度	- (-千円)	55名 (363千円)	135名 (147千円)	-	27.5%	67.5%	
評価結果	必要性	・今後の多死社会を踏まえて、終末期を迎える場所を整備する必要がある。							
	有効性	・年間死亡者の増加状況と医療機関（療養病床）や施設（特養等）で終末期を迎える人数の限界状況を踏まえ、新たな場（終末期ケアができる場）の提供や将来を見据えた計画的な人材育成を推進することにより、地域の看取りの場と機会を増加することができるため有効である。							
	効率性	・県民の在宅死に対するニーズが高い（54.6%【平成24年度内閣府調査】）ことを受け、新たな看取りの場の提供や在宅でのケアプランを作成できる人材育成を推進することにより、県民ニーズに応える選択肢が増えるなど将来を見据えた効率的な対応が図られる。							
	民間・市町との役割分担	・当該事業は、地域で看取りを行うことができる場を県下に普及し、地域での定着化を図るための先進的事業であることから、県の役割である。							
	受益と負担の適正化	・介護支援専門員（チームケア推進リーダー）等の資質向上を目的とした研修については、応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	・在宅で不安なく終末期を過ごすことができるよう、人材育成を含めた新たな看取りの場を継続して整備する。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	認知症予防推進事業		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188					
事業目的	認知症の予防、早期発見・早期受診を図るため、予防教室やもの忘れコールセンターの設置、認知症チェックシートを活用したもの忘れ健診を実施する。								
事業内容	①認知症の予防、早期発見・受診を図るための普及啓発の実施 ②もの忘れコールセンターの設置 ③認知症チェックシートを活用したもの忘れ健診の実施			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 4,475千円		(0千円) 19,002千円		(0千円) 6,502千円			
	人件費②	2,402千円	従事人員 0.3人	4,739千円	従事人員 0.6人	4,748千円 従事人員 0.6人			
	総コスト(①+②)	6,877千円	従事人員 0.3人	23,741千円	従事人員 0.6人	11,250千円 従事人員 0.6人			
事業の目標	認知症の予防のための普及啓発や早期発見、早期受診・対応につなげるための仕組みをつくる。			[目標設定理由] 認知症の予防や早期発見・早期受診のためには、県民への意識高揚を図る必要がある					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	①認知症予防教室の参加者数	2,000人	26年度	1,337人 (6千円)	1,800人 (12千円)	2,000人 (5千円)	66.9%	90.0%	100.0%
③もの忘れ健診を実施する市町	41市町	30年度	2市町 (3,439千円)	10市町 (2,597千円)	18市町 (1,406千円)	4.9%	24.4%	43.9%	
評価結果	必要性	・認知症の正しい理解の普及啓発による、早期発見・早期診断と適切なケアが、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに必要である。							
	有効性	・認知症予防教室の参加者やもの忘れ健診を実施する市町数は着実に増加しており、地域における認知症の予防と早期発見・早期受診体制の構築が進んできている。							
	効率性	・認知症の予防や早期発見・対応により、自宅での生活継続や介護負担の軽減につながる。							
	民間・市町との役割分担	・認知症予防教室の開催では、関係団体との調整は県が行う。 ・もの忘れ健診は、平成26年度以降全市町が地域の実情に合った方法で実施できるよう、先進事例の普及啓発等を行っていく。							
	受益と負担の適正化	・もの忘れ健診では、認知症の予防や早期発見の観点から、できるだけ多くの方に健診受診を勧めていくことから、受益者負担はなじまない。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	県内の認知症高齢者数は今後急増が見込まれており、より多くの県民が気軽に相談できる相談窓口の運営や、市町域での早期発見・早期診断体制づくりを推進していく。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課						
事業名	認知症医療対策の充実		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188						
事業目的	認知症疾患医療センター・認知症対応医療機関等による重層的な認知症医療体制の強化を図るとともに、地域における認知症の医療保健水準の向上を図るために、かかりつけ医等への研修等を実施することにより、認知症医療連携体制を構築する。									
事業内容	①認知症疾患医療センター運営事業 専門医療相談・鑑別診断に基づく初期対応・情報発信等の実施。 ②認知症医師研修事業 認知症医師研修検討委員会・かかりつけ医や医療従事者向け研修会の開催、認知症サポート医の養成。 ③認知症疾患医療センターを核とした医療体制構築事業 圏域内医療連携会議・認知症対応医療機関への研修会・認知症事例検討会等の開催 ④認知症対応医療機関連携強化推進事業 認知症対応医療機関登録制度運営管理委員会、認知症対応医療機関連絡会の開催			事業開始年度	平成17年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(21,187千円) 45,864千円		(24,382千円) 52,264千円		(13,780千円) 70,352千円				
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人				
	総コスト(①+②)	47,466千円	従事人員 0.2人	53,844千円	従事人員 0.2人	71,935千円 0.2人				
事業の目標	②認知症対応医療機関登録制度の推進。			[目標設定理由] 認知症対応医療機関制度の適正な活用と県下全域への普及・定着を図る必要がある。						
	②サポート医による、圏域の認知症医療連携体制の構築			[目標設定理由] 認知症に関するかかりつけ医への助言や、圏域における介護・地域との連携の推進役となる認知症サポート医を養成する。						
	③かかりつけ医等の資質向上を図る。			[目標設定理由] かかりつけ医と認知症専門医療機関が連携した重層的な取り組みを推進するために、かかりつけ医等の資質向上を図る。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	圏域医療連携会議・研修会等の実施数	77回	26年度	—	—	77回 (935千円)	—	—	100%	
	認知症サポート医養成数	166人	29年度	88人 (540千円)	102人 (528千円)	118人 (610千円)	53.0%	61.4%	71.1%	
かかりつけ医認知症対応力向上研修等修了者数	500人	26年度	96人 (495千円)	350人 (154千円)	500人 (144千円)	19.2%	70%	100%		
評価結果	必要性	・高齢化の進展に伴い、県下の認知症高齢者は急増することが見込まれていることから、認知症の早期発見・早期診断による適切な医療を提供するために、地域の認知症医療体制を整備する必要がある。 ・H25年度に認知症対応医療機関の登録制度をスタートしたことから、H26以降はH25年度の取り組みを受けて、認知症疾患医療センター・認知症対応医療機関とかかりつけ医による重層的な認知症の地域医療体制の強化を図る必要がある。								
	有効性	かかりつけ医への指導助言を行う認知症サポート医は毎年着実に増員されている。また認知症対応医療機関登録制度により、かかりつけ医や認知症対応医療機関等の専門医療機関の連携による、早期発見・早期診断及び相談体制の充実が図れている。								
	効率性	認知症医療対策の充実における、研修や会議などは可能な限りで国庫補助単価を活用している。また、認知症の早期発見・早期対応による適切な医療の提供は、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活の支援に結びつくことから、医療費や介護保険給付費の削減につながる。								
	民間・市町との役割分担	広域的対応が必要な医師会等の関係団体や、認知症疾患医療センター等の関係機関との調整は県が行う。地域の実情に応じた取り組みについては、関係者とともに市町担当課及び地域包括支援センターが行う。								
	受益と負担の適正化	地域の認知症医療の向上を目指した取り組みであり、在宅における適切な医療や介護サービスの提供につながる事が可能となる。結果として介護給付の抑制や医療費抑制等、介護保険財政や医療制度の健全化に繋がることから、研修等に係る受講料は徴収しない。								
実施方針	方向性	新規 廃止			新規 縮小 統合 凍結(休止)	継続 延長		実施手法の見直し 終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	・認知症疾患医療センターを核とした認知症医療体制の構築及び、認知症登録医療機関の連携強化による重層的な認知症医療連携体制を構築する。 ・国のオレンジプラン(H25～29)達成年度である29年度を目的に、認知症疾患医療センター・認知症対応医療機関とかかりつけ医による認知症医療体制の強化を図るための取り組みを推進する。									

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	認知症人材育成事業		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188					
事業目的	①介護サービスの充実に資するために、認知症の専門性を備えた介護職員の人材を育成す ②認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心した生活を続けるために、市町域での権利擁護推進する。								
事業内容	①認知症介護を提供する事業所等に対して、認知症高齢者介護に係る研修を体系的に実施する。 ②市民後見体制整備事業					事業開始年度	19年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(3,277千円) 8,461千円		(4,911千円) 12,947千円		(4,911千円) 13,217千円			
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円	従事人員 0.2人		
	総コスト(①+②)	10,063千円	従事人員 0.2人	14,527千円	従事人員 0.2人	14,800千円	従事人員 0.2人		
事業の目標	①施設における認知症介護人材の育成と資質の向上を図る ②権利擁護の総合的な推進を図る。				[目標設定理由]施設における。認知症の適切なケアと対応が重要 [目標設定理由]市町域で市民後見人の活動支援や法人後見を推進する等の権利擁護の総合的な推進が必要				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	認知症介護指導者養成数	32人	29年度	25人 (3,354千円)	28人 (4,842千円)	29人 (14,799千円)	78.1%	87.5%	90.6%
	市民後見人養成研修の実施市町数	41市町	29年度	7市町 (0千円)	8市町 (1,815千円)	16市町 (1,849千円)	17.1%	19.5%	39.0%
法人後見を行う機関数	5ヶ所	26年度	— (—千円)	5ヶ所 (2,905千円)	5ヶ所 (2,960千円)	—	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・認知症については、認知症ケアに係る人材育成と資質向上による、適切なケア体制が必要である。							
	有効性	・介護職員の指導的立場の人材である認知症介護指導者数は毎年着実に増員できており、認知症介護研修や地域における認知症の普及啓発活動の講師を担う等、積極的に活動を行っている。 ・市町の市民後見体制整備では、市民後見人の受任実績や法人後見受任実績が増加してきている。							
	効率性	・認知症人材育成においては、国庫補助単価を活用する等、適正なコストにより実施している。							
	民間・市町との役割分担	・認知症介護指導者の養成等については県が実施し、地域の実情にあった取り組みについては市町が設置する地域包括支援センターが実施することにより、役割分担を図っている。 ・市町の市民後見体制整備では、地域の取り組みは市町が実施することとし、県は先進的に取り組む機関を支援する観点から、補助の経費配分を県と市町で1:1としており、役割分担が図られている。							
受益と負担の適正化	・介護専門職などの資質向上を目的とした研修は、応分の受講料を徴収して、受益と負担の適正化を図っている。 ・市町の市民後見体制整備では、先進的に取り組むことにより県内への普及啓発も併せて推進していくものであることから、受益者の負担はなじまない。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	国のオレンジプラン(H25~29)達成年度である29年度を目途に取り組みを推進する。								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	障害児等療育支援事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-3193					
事業目的	在宅の障害児（者）に対する療育機能の充実								
事業内容	①在宅の障害児（者）に対する巡回による療育指導、②地域の療育機関職員への研修実施、③圏域自立支援協議会の開催			事業開始年度	平成18年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(93,574千円) 93,574千円		(63,997千円) 84,292千円		(63,789千円) 84,084千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 0.1人			
	総コスト(①+②)	94,375千円	従事人員 0.1人	85,082千円	従事人員 0.1人	84,875千円 0.1人			
事業の目標	在宅の障害児（者）に対する療育機能の充実			【目標設定理由】在宅障害児（者）が地域で療育支援を受けながら生活を送れるよう支援するため、過年度実績を上回る件数を目標値として設定。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	訪問療育件数	3,900件	H26	3,821件 (25千円)	3,649件 (23千円)	3,900件 (22千円)	98.0%	93.6%	100.0%
施設支援件数	1,400件	H26	1,307件 (72千円)	1,144件 (74千円)	1,400件 (61千円)	93.4%	81.7%	100.0%	
評価結果	必要性	・在宅の障害児（者）の地域生活を支えるため、身近な場所で療育指導等が受けられるための、療育機能の充実が必要である。							
	有効性	・ H25は事業所のマンパワー不足のため、一時的に療育・施設支援件数は減少したが、療育・施設支援件数は増加傾向であり、地域生活支援の充実に寄与している。							
	効率性	・ 20年度の実施単価の大幅見直しを行ったことから、指標1単位あたりのコストは改善している。							
	民間・市町との役割分担	・ 障害者自立支援法（H25.4～障害者総合支援法）の規定により、県が実施主体となって事業実施することとされている。							
	受益と負担の適正化	・ 研修で得た知識、技能を各機関において、受講者が療育指導に活用し、地域の療育機能の充実に資することを目的としており、受益者負担になじまない。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	在宅の障害児（者）の地域支援を支えるため、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	重度心身障害者児介護手当費補助		担当者電話番号	身体障害者支援係 078-362-3192					
事業目的	介護者と重度心身障害者(児)の負担軽減								
事業内容	介護手当の支給 ①支給対象者 日常生活において常時介護を必要とする、65歳未満の在宅の重度心身障害者(児)の介護者、②支給額 年額10万円、③負担割合 県1/2・市町1/2					事業開始年度	昭和48年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(31,405千円) 31,405千円		(35,050千円) 35,050千円		(34,000千円) 34,000千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	32,206千円	従事人員 0.1人	35,840千円	従事人員 0.1人	34,791千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	在宅重度心身障害者(児)及び介護者の精神的・経済的負担の軽減			【目標設定理由】 介護者の精神的・経済的負担を軽減することにより、福祉の向上に寄与するため、要件を満たす対象者全てに支給するようH26対象者見込数を目標値に設定。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	介護手当支給延べ人数	8,160人	H26	7,774人 (4千円)	8,412人 (4千円)	8,160人 (4千円)	95.3%	103.1%	100.0%
事業実施市町数	41市町	H26	41市町 (786千円)	41市町 (874千円)	41市町 (849千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・重篤な障害特性に鑑み、介護の労をねぎらうため、一定の介護手当の支給が必要である。							
	有効性	・障害者自立支援法による障害福祉サービスの充実を踏まえ、H20から介護保険制度の家族介護手当に準じて、支給対象者の要件を見直した結果、旧要件を継続した場合と比して、支給延べ人数は減少している。							
	効率性	・介護保険制度の家族介護手当に準じて、支給額の見直しを行った結果、H20から指標1単位あたりのコストが改善している。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町で事業費を1/2ずつ負担しており、役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・介護保険制度の家族介護手当など類似の制度との均衡に配慮し、ホームヘルプサービスの利用者を支給対象外とするなど、受益の水準の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	新行革プランに基づき、H20に実施手法の見直しを行い、H25の「第2次行革プラン3年目の総点検」においても、新行革プラン策定時とH25行革の内容を比べ、障害者を在宅で介護するものに対する社会環境等に変化が見られないとされたことから、現行の内容により事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	発達障害者支援センター運営事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-9497					
事業目的	発達障害のある障害児（者）に対する支援体制の充実								
事業内容	①保護者等からの相談窓口の設置、②適切な療育方法等の情報発信、③関係機関（保育所、教育機関等）職員への研修実施			事業開始年度	平成17年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(41,270千円) 82,818千円		(41,511千円) 83,022千円		(41,511千円) 83,022千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 従事人員 0.1人			
	総コスト (①+②)	83,619千円	従事人員 0.1人	83,812千円	従事人員 0.1人	83,813千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	① 要支援者に対する適切な支援			[目標設定理由] 発達障害者の早期発見、早期支援が重要であるため					
	② センター・ブランチを6カ所設置			[目標設定理由] センター及びブランチで全県をカバーするため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	実支援人員	2,100人	26年度	1,854人 (45千円)	2,000人 (42千円)	2,100人 (40千円)	88.3%	95.2%	100.0%
センター・ブランチの設置数	6カ所	26年度	6カ所 (13,937千円)	6カ所 (13,969千円)	6カ所 (13,969千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・発達障害の発見数は増加しており、引き続き、早期発見・早期支援に向けた取組が必要である。							
	有効性	・実支援人員は増加しており、センターは有効に機能している。							
	効率性	・旧国庫単価に人事院給与報告実施状況を反映した単価であり、適正なコスト水準である。							
	民間・市町との役割分担	・発達障害者支援法の規定により、発達障害者支援センターの設置は都道府県の責務となっている。							
	受益と負担の適正化	研修で得た知識、技能を各機関において、受講者が発達障害児者の指導・療育に活用し、地域の発達障害の支援の充実に資することを目的としており、受益者負担になじまない。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	発達障害者支援法の施行以降、発達障害者の発見数は増加しており、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名		障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名		障害者総合支援法にかかる低所得者への県単独負担軽減		担当者電話番号	精神福祉係 078-362-3263					
事業目的		障害者総合支援法の施行による利用者負担増の軽減								
事業内容		①グループホームの家賃軽減 ②肢体不自由児施設等の利用者負担軽減					事業開始年度	平成19年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額			平成25年度当初予算額			平成26年度当初予算額		
	事業費①	(82,654千円) 82,654千円			(77,880千円) 77,880千円			(86,635千円) 86,635千円		
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円	従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	83,455千円	従事人員 0.1人	78,670千円	従事人員 0.1人	87,426千円	従事人員 0.1人			
事業の目標		低所得者にかかる利用者負担の軽減				[目標設定理由] 障害者の自立と社会参加支援の観点から、利用者負担の軽減は重要であるため、要件を満たす低所得者全てに対して軽減措置ができるようH26対象者見込数を目標値に設定。				
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H24	H25	H26
		グループホーム等家賃助成事業補助対象者数	18,905人	H26	18,430人 (5千円)	17,377人 (5千円)	18,905人 (5千円)	97.5%	91.9%	100.0%
		医療型障害児施設補助対象者数	183人	H26	154人 (542千円)	183人 (430千円)	183人 (478千円)	84.2%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・障害者自立支援法（H25.4～障害者総合支援法）により利用者の自己負担が設定されているなか、低所得者が経済的理由によりサービス利用を手控えることがないよう、一定の配慮が必要である。								
	有効性	・対象となる要支援者全員に対して軽減措置が図られている。								
	効率性	・指標1単位あたりのコストは、対象者数の増減等補助実績のみによって変動しており、実質的なコストは一定である。								
	民間・市町との役割分担	・県と市町で1/2ずつ費用負担をしており、役割分担は適切である。 ・肢体不自由児施設等への入所措置権限は都道府県にあり、県が事業主体となることが適当である。								
	受益と負担の適正化	・対象を低所得者に特化するとともに、他の類似制度との均衡を踏まえた自己負担を求めており、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
	経済的理由に関わりなく障害者の自立と社会参加を支援するため、26年度も継続して事業を実施する。①については、23年10月から国が家賃助成制度を創設した際に、内容の見直しを行っている（補助上限額 20,000円/月 → 25,000円/月）									

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	知的障害者地域生活訓練事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-3193					
事業目的	在宅や施設入所している知的障害者の地域生活への円滑な移行を促進する。								
事業内容	知的障害者地域生活訓練事業に対して市町と共同で補助 ①補助対象者：市町、②補助対象経費：知的障害者地域生活訓練事業施設の運営費、③負担割合：県1/2・市町1/2			事業開始年度	平成21年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(1,567千円) 3,135千円		(3,000千円) 6,000千円		(1,200千円) 2,400千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 0.1人			
	総コスト(①+②)	3,936千円	従事人員 0.0人	6,790千円	従事人員 0.0人	3,191千円 0.0人			
事業の目標	グループホームで生活するために共同生活訓練を必要とする人のための訓練の場を確保する。			【目標設定理由】訓練を必要とする障害者に必要な訓練日数を確保する。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	利用延べ人員(人日)	1,660人	26年度	1,591人 (2千円)	1,660人 (4千円)	1,660人 (2千円)	100%	100%	100%
訓練施設の数	2カ所	26年度	3カ所 (1,312千円)	2カ所 (3,395千円)	2カ所 (1,596千円)	100%	100%	100%	
評価結果	必要性	・在宅から一足飛びにグループホーム等に移行することが困難な障害者が一定数存在することから、宿泊訓練を重ねて自立に向けた段階的な足がかりを築くための場が必要である。 ・障害者自立支援法(H25.4～障害者総合支援法に改正)に基づくサービス体系の中に、このような訓練を行う施設と明確に位置づけられたものがないため、県独自で実施する必要がある。							
	有効性	・障害者の地域における自立生活の進展により、グループホームの利用者数は増加傾向にある中で、事業に対するニーズも一定数存在する。							
	効率性	・類似施設であるグループホームの運営費単価を参考に補助単価を設定しており、コストは適正な水準となっている。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町で1/2ずつ費用負担をしており、役割分担は適切である。							
	受益と負担の適正化	・家賃、食費、光熱水費等の実費負担は利用者から徴収することとしており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	障害者自立支援法(H25.4～障害者総合支援法に改正)に基づくサービス体系の中に、このような訓練を行う施設と明確に位置づけられたものがない中で、訓練ホームから自立支援法によるサービス体系への移行は円滑に進まなかったため、平成21年度よりチャレンジホームとして事業を実施している。 現在も生活訓練機能を必要とする障害者が一定数存在することから、継続して事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名		障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名		心身障害者扶養共済制度県単独減免事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-3193					
事業目的		掛金免除による低所得者の心身障害者扶養共済制度へ継続加入促進								
事業内容		①生活保護世帯：全額減免、②県民税非課税世帯：7割免除、③県民税所得割非課税世帯：3割免除			事業開始年度	昭和45年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(14,969千円) 14,969千円		(12,446千円) 12,446千円		(14,201千円) 14,201千円				
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円	従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	16,571千円	従事人員 0.2人	14,026千円	従事人員 0.2人	15,784千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		① 制度加入者数 ② 減免対象者数 全額免除：生活保護世帯 7割免除：県民税非課税世帯 3割免除：県民税所得割非課税世帯			[目標設定理由] 心身障害者扶養共済制度の運営安定化を図るため、前年度実績見込以上の加入者を確保。 [目標設定理由] 心身障害者扶養共済制度加入者のうち低所得世帯に属する加入者に対して負担を軽減するため、要件を満たす対象者全てに軽減措置を図るようH26対象者見込数を目標値に設定。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H24	H25	H26
		制度加入者数	4,400人	H26	4,421人 (4千円)	4,368人 (3千円)	4,400人 (4千円)	100.5%	99.3%	100.0%
		減免対象者数	187人	H26	237人 (70千円)	187人 (75千円)	187人 (84千円)	126.7%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・低所得障害者(児)の生活の安定に資する扶養共済制度への加入を促進するためには、経済的負担を軽減するための一定の配慮が必要である。								
	有効性	・対象となる低所得者に対して軽減措置が図られている。								
	効率性	・対象者数の増減等実績のみによって変動し、実質的なコストは一定である。 ・平成26年度は、前3ヶ年の執行率平均(88.5%)を用いて算出した平成25年度と比して、1単位あたりコストが増加している。								
	民間・市町との役割分担	・昭和40年代に全国的な制度として統一、標準化された際、県が実施主体となることとして、制度の運営責任を有している。								
	受益と負担の適正化	・所得の状況に応じて、免除割合を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	低所得世帯に属する加入者に対して、世帯の経済的負担を低減することで制度への継続加入を促し、もって障害児(者)の生活の安定を図るため、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	精神科救急医療体制運営事業		担当者電話番号	精神医療係 078-362-9498					
事業目的	夜間・休日において症状が急変・急発した精神疾患患者に対する精神科救急医療の提供								
事業内容	①輪番制による空床の確保、②精神科救急情報センターの運営、③保護された精神疾患患者の移送体制整備 等			事業開始年度	平成6年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(23,179 千円) 74,688 千円		(24,462 千円) 74,977 千円		(24,438 千円) 74,927 千円			
	人件費②	4,805 千円	従事人員 0.6人	4,739 千円	従事人員 0.6人	4,748 千円 従事人員 0.6人			
	総コスト (①+②)	79,493 千円	従事人員 0.6人	79,716 千円	従事人員 0.6人	79,675 千円 従事人員 0.6人			
事業の目標	①夜間・休日における必要な病床の常時確保			[目標設定理由]迅速かつ適切な精神科救急医療を提供することが重要であるため、医療を必要とする患者全てに対応できるよう目標値を設定。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	満床で医療を受けられなかった件数	0件	H26	0件 (-千円)	0件 (-千円)	0件 (-千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・夜間・休日において症状が急変・急発した精神疾患患者に対し、緊急入院も含め、迅速かつ適切な救急医療を提供することが必要である。							
	有効性	・4床確保している空床を有効活用し、精神科救急医療を要するにも関わらず、受診や入院ができない患者への適切な医療の提供を実現している。							
	効率性	・H19年度以降、段階的に当番病院経費単価の見直しを行い、国基準単価に基づき事業実施しており、コストは適正な水準となっている。							
	民間・市町との役割分担	・政令市である神戸市と協調事業として実施しており、役割分担は適切である。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他								
説明	精神科救急医療体制の構築は精神保健福祉法により県・政令市の責務とされており、今後も、警察、消防、医療機関等と連携をとりつつ、事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	地域生活定着支援事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-3193					
事業目的	障害者や高齢者で、矯正施設から退所後、直ちに自立した生活を営むことが困難と認められる者等に対する福祉サービス等の利用にかかる支援体制の構築								
事業内容	地域生活定着支援センターの運営					事業開始年度	平成22年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 24,000千円		(0千円) 25,000千円		(0千円) 25,000千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	24,801千円	従事人員 0.1人	25,790千円	従事人員 0.1人	25,791千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	矯正施設から退所した障害者、高齢者の支援(支援人数及び件数)			[目標設定理由] 矯正施設から退所した障害者及び高齢者が、自立生活または社会生活が行えるよう支援を行うことが重要であるため、前年実績並の支援を確保する。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	支援人数	98人 [前年実績並の確保]	26年度	88人 (282千円)	98人 (263千円)	98人 (263千円)	107.3%	111.4%	100.0%
相談・調整支援件数	2,230件 [前年実績並の確保]	26年度	2220件 (11千円)	2230件 (12千円)	2230件 (12千円)	107.9%	100.5%	100.0%	
評価結果	必要性	国調査において、全国の刑事施設出所者のうち、引受人がいない高齢者・障害者で、支援が必要とされる者が約1,000人と推計されており、現在、これらの者を福祉の支援へとつなぐ基盤がないことから、支援のための体制整備が必要である。							
	有効性	現在、矯正施設から退所した障害者、高齢者を、福祉の支援へとつなぐ基盤がないことから、他府県とのセンターとも連携しつつ、福祉の支援へとつないでいくための十分な調整が可能な機関として、有効である。							
	効率性	国庫補助事業(10/10)を活用し、国庫単価によりセンターを設置・運営することとしており、コスト水準は適正である。							
	民間・市町との役割分担	県は、矯正施設から退所した障害者、高齢者が、地域において、必要な福祉サービスを利用できるよう調整を行う全県拠点としてセンターを設置・運営し、地域での受入後、市町が主体となって継続的に福祉サービスを提供していくものであることから、役割分担は適切である。							
受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	平成22年7月1日に、兵庫県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設からの退所した障害者、高齢者について、保護観察所や関係機関等とも連携しつつ、福祉の支援が受けられるよう、着実にコーディネートを行っている。また、全都道府県において、地域生活定着支援センターが設置されている状況や、平成25年の国要綱改正により、今後、支援対象者の増加が見込まれることから、事業を継続していく必要がある。								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	障害者相談支援体制等整備事業		担当者電話番号	障害政策係 078-362-9105					
事業目的	①市町における相談支援体制の整備 ②相談支援従事者、サービス管理責任者の養成、資質向上 ③相談支援のあり方検討								
事業内容	相談支援従事者初任者・現任・ブラッシュアップ研修、サービス管理責任者養成研修の実施、相談支援研修体系・内容等の検討			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(1,648千円) 3,296千円		(1,286千円) 11,079千円		(190千円) 6,297千円			
	人件費②	3,203千円	従事人員 0.4人	3,949千円	従事人員 0.5人	3,957千円 従事人員 0.5人			
	総コスト(①+②)	6,499千円	従事人員 0.4人	15,028千円	従事人員 0.5人	10,254千円 従事人員 0.5人			
事業の目標	①全利用者へのサービス等利用計画の策定			[目標設定理由]法律で規定されており、喫緊の課題					
	②相談支援事業所における相談支援専門員の量的充足、質的向上			[目標設定理由]①を達成するための必須の課題					
	③障害福祉サービス事業所におけるサービス管理責任者の量的充足、質的向上			[目標設定理由]利用者の生活を支える上での必須の課題					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	サービス等利用計画策定率	100%	26年度	4.6%	20.0%	100.0%	16.3%	31.0%	100.0%
	相談支援事業者初任者研修受講者数	250人	26年度	164人 (40千円)	168人 (89千円)	250人 (41千円)	109.3%	112.0%	100.0%
サービス管理責任者研修受講者数	560人	26年度	630人 (10千円)	687人 (22千円)	560人 (18千円)	112.5%	122.7%	100.0%	
評価結果	必要性	全利用者のサービス等利用計画作成は法律上市町の義務であり、その主体となる相談支援従事者の養成研修の実施は地域生活支援事業の都道府県実施事業として位置付けられている。							
	有効性	相談支援専門員が専門的な見地からサービス等利用計画を作成することで、幅広いサービスの組み合わせや一貫したケアマネジメントが可能となり、利用者への総合的、継続的な支援に有効である。その養成研修受講希望者は毎年度募集数を上回っており、需要は多い。							
	効率性	25年度は緊急雇用の活用により、制度周知等で経費を要したため1人当たりコストは高くなっているが、研修に要する経費は大きく変わらず、効果的である							
	民間・市町との役割分担	体制整備は市町、養成研修の実施は県の役割である。また、養成研修の運営に関しては民間の相談支援従事者の意見を取り入れている							
	受益と負担の適正化	受講料について、適宜見直しを行っており、適正である							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	計画相談対象者、地域移行対象者の拡大、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者の増加に伴い、受講者の拡大を図るとともに、相談支援従事者、サービス管理責任者の質の向上が不可欠であり、今後も継続し実施								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	軽・中度難聴児支援対策事業		担当者電話番号	身体障害者支援係 078-362-3192					
事業目的	軽・中度難聴児の言語獲得やコミュニケーション能力の習得を促進し、健全な育成を支援する。								
事業内容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成（実施主体：市町）			事業開始年度	平成25年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	-		(3,596千円) 3,596千円		(7,527千円) 7,527千円			
	人件費②	-	従事人員 -	1,580千円	従事人員 0.2人	791千円 0.1人			
	総コスト(①+②)	-	従事人員 -	5,176千円	従事人員 0.2人	8,318千円 0.1人			
事業の目標	①全市町での当該事業の実施			[目標設定理由]実施主体は市町であり、全市町での実施により、県内のすべての対象者に助成が可能。					
	②補聴器を必要とする対象者への適切な助成			[目標設定理由]ニーズのある対象者への適切な助成を行うため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	事業実施市町数	41市町	26年度	-	40市町 (129千円)	41市町 (203千円)	-	97.6%	100.0%
補聴器助成人数(累計)	198人	29年度	-	67人 (77千円)	80人 (104千円)	-	33.8%	40.4%	
評価結果	必要性	乳幼児期や学齢期は言語発達やコミュニケーション能力の習得に重要な時期であり、この時期に早期の補聴器装用が行われないと言語障害等の新たな障害を引き起こす原因となりうることから、身体障害者手帳の交付対象外の軽・中度難聴児に対し、補聴器購入費用等を支援することにより、健全な育成を支援することができる。							
	有効性	平成26年度には全市町での事業実施が見込まれており、本県での対象となるすべての難聴児への支援が可能となる。							
	効率性	事業開始2年目となる平成26年度は、事業執行の効率化を図り、前年度と比べて人件費にかかるコストが縮減している。							
	民間・市町との役割分担	県と市町で概ね同額を助成しており、役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	補聴器購入費等については、概ね、県・市町が1/3ずつ負担し、申請者が残りの1/3を負担する仕組みとしており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	平成25年度に開始した事業であるため、引き続き現行の内容により事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課・障害者支援課					
事業名	障害者自立（総合）支援推進交付金		担当者電話番号	身体障害者支援係 078-362-3192 社会参加支援担当 078-362-3237					
事業目的	①障害者を取り巻く環境の変化のなかで、障害者のニーズにもっとも理解が深い障害者団体が諸課題に対し迅速・的確に対応できるよう総枠予算化 ②聴覚障害者については、盲ろう者のニーズや県立聴覚障害者情報センターの安定運営に対応								
事業内容	①障害者の自立、社会参加を促進するため、盲ろう者に対する通訳者派遣事業等必要な支援を行う ②対象：（公財）兵庫県聴覚障害者協会等 5団体			事業開始年度	平成21年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(61,450千円) 122,500千円		(61,450千円) 122,500千円		(61,450千円) 122,500千円			
	人件費②	12,012千円	従事人員 1.5人	11,847千円	従事人員 1.5人	11,870千円	従事人員 1.5人		
	総コスト(①+②)	134,512千円	従事人員 1.5人	134,347千円	従事人員 1.5人	134,370千円	従事人員 1.5人		
事業の目標	①障害者ニーズに沿った適正かつ効率的な施策展開			[目標設定理由] 障害者自立支援法施行後、限られた予算内で効率的に施策展開を図るためには、多様化する障害福祉サービスと障害者ニーズを的確にマッチングさせる必要があるため、前年度実績の伸び並の件数を確保する。					
	②点字図書館の利用促進			[目標設定理由] 視覚障害者の福祉の増進及び文化の向上を図り、社会福祉を増進するため、実績伸びの3か年平均並の利用者数を確保する。					
	③手話通訳者の養成			[目標設定理由] 障害者総合支援法の施行等に伴い、ニーズが高まっている手話通訳者の養成を支援することで、聴覚障害者の自立生活に寄与するため。目標値の設定については、ひょうご障害者福祉プランによる。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	障害者総合相談件数(障害者110番)	3,500件	H26	3,346件 (40千円)	3,429件 (39千円)	3,500件 (38千円)	95.6%	98.0%	100.0%
	点字図書館利用者数	2,360人	H26	2,280人 (59千円)	2,313人 (58千円)	2,360人 (57千円)	96.6%	98.2%	100.0%
手話通訳者養成数	200人	H26	178人 (756千円)	198人 (679千円)	200人 (672千円)	89.0%	99.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・障害福祉サービス支給決定者は増加傾向にあり、その行政ニーズも刻々と変化していることから、真に必要な障害者施策を安定的かつ柔軟に実施する必要がある。							
	有効性	・相談件数及び点字図書館利用者数が増加傾向にあり、障害者の地域における自立生活は活発化している。							
	効率性	・既存の障害者団体への委託料等の実績を基礎に、障害福祉サービス支給決定者数の伸率により交付金額を決定しており、コストは一定している。							
	民間・市町との役割分担	・広域的な課題に要する経費を県域の障害者団体に対して交付するものであり、県が事業主体となることが適当である。							
	受益と負担の適正化	・受講者から資料代を徴収することで、受益に対する負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	障害福祉サービス支給決定者は増加傾向にあり、その行政ニーズも刻々と変化していることから、障害者団体の判断により真に必要な施策を迅速・的確に提供できるよう、事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名	重症心身障害児指導費交付金		担当者電話番号	障害施設係 078-362-3194					
事業目的	重症心身障害児施設における療育体制の確保								
事業内容	重症心身障害児施設に対する運営費助成 ①補助対象者 一定の職員配置基準を満たす重症心身障害児施設、②補助対象経費 施設運営費(基本額：月額32.4千円 加算額：月額7.8千円)、③負担割合 県10/10				事業開始年度	昭和41年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(175,277千円) 175,277千円		(185,084千円) 185,084千円		(186,710千円) 186,710千円			
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円 0.1人			
	総コスト(①+②)	176,078千円	従事人員 0.1人	185,874千円	従事人員 0.1人	187,501千円 0.1人			
事業の目標	入所児の適切な治療と保護が与えられるよう療育体制を確保			[目標設定理由] 入所児の重篤な障害特性に鑑みた看護の実施を図る必要があるため、全ての重症心身障害児施設において職員加配及び満床を達成するよう目標を設定。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	直接処遇職員を1:1を超えて配置する施設の数	5施設	H26	4施設 (44,020千円)	4施設 (46,469千円)	5施設 (37,500千円)	80.0%	80.0%	100.0%
入所者数	698人	H26	677人 (260千円)	683人 (272千円)	698人 (269千円)	97.0%	97.9%	100.0%	
評価結果	必要性	・重症心身障害児施設は、職員の配置基準等が示されていないため、入所児に対して適切な治療と保護が与えられるよう療育体制を確保する必要がある。							
	有効性	・人件費を補助することが手厚い職員配置体制を確保するインセンティブとなっており、すべての対象施設での実施が見込まれる。							
	効率性	・直接処遇職員を1:1を超えて配置する施設の数拡大すると共に、入所者に必要な療育体制の確保を行う。							
	民間・市町との役割分担	・重症心身障害児施設への入所措置権限は都道府県にあり、県が事業主体となることが適当である。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	第2次行革プラン3年目の総点検においては、見直しを行う特別の社会情勢の変化等がなかったため、現行の内容により事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課						
事業名	障害者しごと支援事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261						
事業目的	障害者の福祉的就労の充実									
事業内容	①しごと開拓員による障害福祉事業所の受注する仕事の開拓 ②インターネットを活用した授産商品の販売拡大・PR ③障害者福祉事業所への技術指導			事業開始年度	平成14年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(6,725千円) 13,451千円		(13,846千円) 32,990千円		(15,098千円) 30,646千円				
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 従事人員 0.2人				
	総コスト (①+②)	15,053千円	従事人員 0.2人	34,570千円	従事人員 0.2人	32,229千円 従事人員 0.2人				
事業の目標	福祉的就労する障害者の工賃向上			[目標設定理由]福祉的就労する障害者が地域で自立した生活を営める環境整備を推進するため。目標値については兵庫県工賃向上計画による。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	兵庫県の工賃	15,000円	H26	12,754円 (1千円)	14,000円 (2千円)	15,000円 (2千円)	85.0%	93.3%	100.0%	
県の優先発注金額	40,000千円	H26	32,120千円 (1千円)	35,000千円 (1千円)	40,000千円 (1千円)	80.3%	87.5%	100.0%		
評価結果	必要性	・兵庫県工賃向上計画に基づく工賃向上を図るためには、企業や国等を訪問して県内事業所等の仕事の受注拡大等に取り組むとともに、県民が簡単に授産商品を購入できるようなインターネットを活用した仕組み構築し、販売促進を支援することが必要である。								
	有効性	・企業や国等を訪問して県内事業所等の仕事の受注拡大やインターネットを活用した販売拡大・PRは、有効性が高いため、障害者応援企業等との連携を図りながら目標達成に向けて取り組む。								
	効率性	・H26年度の目標工賃の達成に向けて、企業や国等の訪問による県内事業所等の仕事の受注拡大等、インターネットを活用した販売拡大・PRに、重点的に取り組む。								
	民間・市町との役割分担	・授産商品の販路拡大について、地域の特性を活かした市町の取組の拡大等を要請するとともに、地域格差が生じないよう広域的な調整が必要なため、県が事業主体となり、兵庫セルフセンター等に委託して実施している。								
	受益と負担の適正化									
方向性	新規	拡充			継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定				
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	兵庫県工賃向上計画の目標達成のため、インターネット販売サイト「+NUKUMORI(ぷらすぬくもり)」で販売する授産商品について、地域の特性や魅力を活かした新商品等の開発・改良に必要な設備(業務用のオープン、ミシ、木工機械等)の整備費を補助するなど、積極的に授産製品の開発・改良及び販売拡大・PRを図っていく。									

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名	障害者しごと支援事業 (障害者就業・生活支援センター事業)			担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261					
事業目的	障害者の職業的自立支援									
事業内容	就職や職場定着に必要な日常・生活支援						事業開始年度	平成14年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額			平成25年度当初予算額			平成26年度当初予算額		
	事業費①	(25,275千円) 50,550千円			(25,330千円) 50,660千円			(25,330千円) 50,660千円		
	人件費②	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人	791千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	
	総コスト(①+②)	51,351千円	従事人員 0.1人	51,450千円	従事人員 0.1人	51,451千円	従事人員 0.1人	51,351千円	従事人員 0.1人	
事業の目標	全障害保健福祉圏域(10箇所)に設置				【目標設定理由】国の「福祉から雇用へ」推進5か年計画に基づき目標を設定					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	設置箇所数	10ヶ所	H26	10ヶ所 (5,135千円)	10ヶ所 (5,145千円)	10ヶ所 (5,145千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
登録障害者数	2,750人	H26	2,660人 (19千円)	2,700人 (19千円)	2,750人 (19千円)	96.7%	98.2%	100.0%		
評価結果	必要性	・障害者は就職や職場定着支援が困難なケースが多く、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行う相談・支援機関が必要である。								
	有効性	・障害保健福祉圏域ごとに1ヶ所設置し、障害者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援のために必要な施設として運営している。								
	効率性	・国単価を準用した定額委託のため、適正なコスト水準であるが、引き続き効率的な事業実施を図る。								
	民間・市町との役割分担	・国の「成長力底上げ戦略」の「福祉から雇用へ」推進5か年計画や「重点施策実施5か年計画」、「兵庫県障害福祉計画」において、平成23年度までに県が条件を満たす法人を指定し、障害保健福祉圏域ごとに1ヶ所設置することとされている。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	・障害者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援のために必要な施設として、平成23年度までに障害保健福祉圏域ごとに1ヶ所設置した。(目標値10ヶ所達成)									

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課						
事業名	知的・精神障害者率先雇用事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261						
事業目的	知的・精神障害者の一般就労への移行などの社会的自立の促進									
事業内容	知的及び精神障害者を一般就労へのステップとして短期雇用			事業開始年度	平成19年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(3,131千円) 6,262千円		(2,640千円) 5,280千円		(3,470千円) 3,470千円				
	人件費②	2,402千円	従事人員 0.3人	2,369千円	従事人員 0.3人	2,374千円 0.3人				
	総コスト(①+②)	8,664千円	従事人員 0.3人	7,649千円	従事人員 0.3人	5,844千円 0.3人				
事業の目標	率先雇用終了後の一般就労への移行者数拡大			【目標設定理由】一般就労を希望する障害者の雇用の促進を図るため、県雇用者数については各県民局+本庁4名の計14名を引き続き確保し、一般就労移行者数については前年度実績見込の倍増を目標として設定。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	県雇用者数	14人	H26	14人 (619千円)	14人 (546千円)	14人 (417千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
一般就労移行者数	10人	H26	3人 (2,888千円)	5人 (1,530千円)	10人 (584千円)	30.0%	50.0%	100.0%		
評価結果	必要性	・市町、民間企業等における障害者の雇用や職場実習の積極的な受入を進めるため、県の率先行動として、知的・精神障害者を実際の職場で短期雇用することが必要である。								
	有効性	・率先雇用終了後の一般就労への移行者数は、年度により応募者の障害程度にばらつきがある。国や障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図ることにより、障害者の一般就労を促進する。								
	効率性	・指標1単位あたりのコストは改善している。								
	民間・市町との役割分担	・県が市町、民間等での雇用促進を図るために率先して実施する事業である。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の一般就労移行を一層促進する必要があることから、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課						
事業名	精神障害者社会適応訓練事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261						
事業目的	精神障害者の一般就労への移行など社会的自立を促進									
事業内容	協力事業所に委託し、社会適応訓練事業を実施 ※実習型1千円/日 雇用指向型2千円/日			事業開始年度	昭和47年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(8,109千円) 8,109千円		(8,173千円) 8,173千円		(8,173千円) 8,173千円				
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人				
	総コスト(①+②)	9,711千円	従事人員 0.2人	9,753千円	従事人員 0.2人	9,756千円 0.2人				
事業の目標	訓練生数及び契約事業所数の拡大			<small>【目標設定理由】</small> 一般就労が困難な精神障害者について企業での雇用を促進するため、訓練生数については前年度伸び並の人数を確保し、契約事業者数については過年度実績を上回る数を確保する。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	訓練生数	60人	H26	49人 (198千円)	55人 (177千円)	60人 (163千円)	81.7%	91.7%	100.0%	
契約事業所数	30社	H26	27社 (360千円)	24社 (406千円)	30社 (325千円)	90.0%	80.0%	100.0%		
評価結果	必要性	・精神障害者について理解のある民間企業（協力事業所）での一定期間の訓練により、一般就労に必要な集中力、対人能力、仕事に対する持久力を養うことが必要である。								
	有効性	・障害者の障害特性や状態により対応した内容の訓練を実施できる。								
	効率性	・指標1単位（訓練生数）あたりのコストは改善している。契約事業所数は拡大に努めているところであり、効率性の向上を推進していく。								
	民間・市町との役割分担	・障害者本人は就労を希望しているが、就労系障害福祉サービスによる継続的な訓練レベルに到達していない者が対象であることが多く、一般就労または障害福祉サービスへの準備段階の訓練として実施している。								
	受益と負担の適正化	・精神障害者社会適応訓練事業と同様の国の障害者委託訓練事業において、障害者から訓練費用を徴収していないことから、同様の取扱とし、訓練生からは訓練費用を徴収していない。								
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	協力事業主に対する協力奨励金をそれぞれ1,000円、2,000円に設定するなど一般就労に向けたステップアップ方式で実施しており、今後はさらに、ハローワーク等の関係機関とも連携し、利用者ニーズにあった事業を展開する。									

事務事業評価資料

施策名		障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名		授産製品高度化・販路拡大事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261					
事業目的		障害者の福祉的就労の促進								
事業内容		「スイーツ甲子園」を核とした授産製品の販路拡大				事業開始年度	平成21年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(907千円) 18,302千円		(0千円) 17,704千円		(0千円) 17,704千円				
	人件費②	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円	従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	19,904千円	従事人員 0.2人	19,284千円	従事人員 0.2人	19,287千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		福祉的就労する障害者の工賃向上			【目標設定理由】 関西域での「スイーツ甲子園」の出展作品を「関西商談会」の出展につなげ、工賃向上を目指すものであるため。目標値については、兵庫県工賃向上計画による。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H24	H25	H26
		兵庫県の工賃	15,000円	H26	12,754円 (2千円)	14,000円 (1千円)	15,000円 (1千円)	85.0%	93.3%	100.0%
県の優先発注金額	40,000千円	H26	32,120千円 (1千円)	35,000千円 (1千円)	40,000千円 (1千円)	80.3%	87.5%	100.0%		
評価結果	必要性	・小規模作業所等の運営基盤の確立・強化を図るため、商品企画・製造から販売までの一貫した技術支援を行い、関西域での「スイーツ甲子園」の出品作品を「関西商談会」につなげ、工賃向上を目指す。								
	有効性	・関西域での「スイーツ甲子園」の出品作品を「関西商談会」につなげ、工賃向上を図る。								
	効率性	・関西府県等と連携し、製品の質向上、販路拡大を図るもので、効率性の向上も進めていく。								
	民間・市町との役割分担	・障害者の授産製品の販路拡大について、地域格差が生じないように広域的な調整が必要なため、県が事業主体となり、兵庫セルフセンターに委託して実施している。								
	受益と負担の適正化	事業所等は出品にかかる人件費・材料費・交通費等を負担しており、受益に見合う適正な負担をしている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	障害者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の福祉的就労の充実を一層促進する必要があることから、「スイーツ甲子園」を関西府県等と連携して実施するなど、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名		障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名		介護職員等医療的ケア実施研修事業		担当者電話番号	障害施設係 078-362-3194					
事業目的		たん吸引等が必要な高齢者・障害者に適切な医療的ケアを行える介護職員等の養成								
事業内容		①介護職員等に対する基本研修・実地研修の実施 ②基本研修講師・実地研修指導者養成研修の実施					事業開始年度	平成23年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額			平成26年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 24,066千円		(11,443千円) 22,886千円			(0千円) 30,336千円			
	人件費②	3,203千円	従事人員 0.4人	3,159千円	従事人員 0.4人	3,165千円	従事人員 0.4人			
	総コスト(①+②)	27,269千円	従事人員 0.4人	26,045千円	従事人員 0.4人	33,501千円	従事人員 0.4人			
事業の目標		高齢者・障害者の施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保			【目標設定理由】 たん吸引等が必要な高齢者・障害者に対して必要なケアをより安全に提供するため					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H24	H25	H26
		介護職員等養成人員	450人	26年度	441人 (62千円)	430人 (61千円)	450人 (74千円)	98.0%	95.6%	100.0%
		指導者養成人員	230人	26年度	256人 (107千円)	304人 (86千円)	230人 (146千円)	111.3%	132.2%	100.0%
評価結果	必要性	・介護現場等におけるたん吸引等のニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要なサービスを安全かつ速やかに提供する必要がある。								
	有効性	・今後、さらに医療ニーズが高い高齢者・障害者が増加することが見込まれることから、適切にたん吸引等を行うことができる介護職員等を養成することは、施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保に寄与する。								
	効率性	・ノウハウを有する県看護協会に委託実施することにより研修を効率的に実施できる。								
	民間・市町との役割分担	・国通知等により、県が事業主体となって、事業実施することとされている。(事業運営が適切に実施できる団体へ委託可)								
	受益と負担の適正化	・受講者から応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小		継続 統合		凍結(休止)		実施手法の見直し 延長 終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	高齢者・障害者の施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保に資するため実施する。									

事務事業評価資料

施策名		ユニバーサル社会づくりの推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名		ロボットリハビリテーション普及推進事業		担当者電話番号	ユニバーサル係 078-362-4379					
事業目的		①ロボットリハビリテーションの評価手法の確立 ②ロボットリハビリテーションの普及 ③福祉のまちづくり研究所を含む兵庫リハ全体のブランド力向上								
事業内容		福祉のまちづくり研究所においてロボットリハビリテーションの有効性の立証に向けた研究を進めるとともに、リハビリテーション手法を構築し、その普及を図る。				事業開始年度	平成25年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	-		12,700 千円		17,580 千円				
	人件費②	-	従事人員	790 千円	従事人員	791 千円	従事人員			
	総コスト(①+②)	-	従事人員	13,490 千円	従事人員	18,371 千円	従事人員			
事業の目標		①ロボットリハビリテーションの有効性の立証			[目標設定理由]科学的根拠に基づく評価・分析によって有効性を立証し、リハビリ手法の確立につなげる。					
		②ロボットリハビリテーション手法の構築			[目標設定理由]科学的根拠に基づく有効なリハビリ手法を確立し、ロボットリハビリテーションの普及をはかる。					
		③ロボットリハビリテーションの普及			[目標設定理由]ロボットリハビリテーションの最先端の拠点となり、兵庫リハのブランド力向上や優秀な人材の集積につなげる。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H24	H25	H26
		ロボットリハビリテーション年間実施回数	2,000回 (前年実績並の確保)	H27	-	1,652 回 (8 千円)	2,000 回 (9 千円)	-	82.6%	100.0%
知的財産権出願件数	3件 (3ヶ年累計)	H27	-	1 件 (13,490 千円)	1 件 (18,371 千円)	-	100.0%	100.0%		
評価結果	必要性	・病院と研究機関が同一施設内にあり、チームアプローチが可能な兵庫リハの強みを生かし、ロボットリハビリテーションの普及をはかることで、福祉のまちづくり研究所を含む兵庫リハ全体のブランド力を向上できる。								
	有効性	・運動機能等に障害を持たれた方が、その機能を回復するリハビリテーション手法として、今までにない効果が期待できる。								
	効率性	・企業や他機関と連携した研究を行うことで、コストの削減にもつとめている。 ・平成26年度より改良型筋電義手の開発に着手するため、1単位あたりコストは増加している。								
	民間・市町との役割分担	・他の研究機関に先立ってロボットリハビリテーションの研究を推進することで、兵庫リハのアドバンテージを今後も確保するための事業である。								
	受益と負担の適正化	・リハビリテーションで使用する機器等の費用は病院が負担しており、また患者は規定の医療費を支払ってリハビリテーションを受けている。								
方向性	新規	拡充		継続			実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長 終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	福祉のまちづくり研究所で評価手法等の研究を行うことにより、ロボットリハビリテーションの普及推進を図る。									

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名	意思疎通支援人材養成事業		担当者電話番号	社会参加支援係 078-362-3237					
事業目的	障害者総合支援法が平成25年4月1日に施行されたのに伴い、新たに地域生活支援事業の必須事業となった意思疎通支援事業（県：手話通訳者の養成、市町：手話奉仕員の養成）の実施に必要な手話通訳講師の養成を行う（H25～H27）。								
事業内容	前期（H25～H26）と後期（H26～H27）に手話通訳者講師等を養成する。			事業開始年度	平成25年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	-		(2,000千円) 4,000千円		(3,000千円) 6,000千円			
	人件費②	-	従事人員 -	1,580千円	従事人員 0.2人	1,583千円 0.2人			
	総コスト(①+②)	-	従事人員 -	5,580千円	従事人員 0.2人	7,583千円 0.2人			
事業の目標	手話通訳者講師等を60人養成する。			【目標設定理由】 ① 現在の手話通訳者講師実稼働人員：20人 ② 今後必要な手話通訳講師人数：80人 (41市町×2人程度) ③ 養成必要人数(②-①)：60人 ※手話奉仕員講師も同様					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	手話通訳者講師養成数	30人	H26	-	-	30人 (253千円)	-	-	100%
手話奉仕員講師養成数	30人	H26	-	-	30人 (253千円)	-	-	100%	
評価結果	必要性	地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業（県：手話通訳者・手話通訳士の養成、市町：手話奉仕員の養成）の実施に必要なものである。							
	有効性	県内1市町あたり2人程度の手話通訳講師の養成を行い、全圏域をカバーすることを目指すめざす事業であり、有効である。							
	効率性	当事者団体である公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会と連携し、必要最小限の支出で効率的に行われている。							
	民間・市町との役割分担	手話通訳講師の養成は広域的な課題であり、県が事業主体として適切である。							
	受益と負担の適正化	受講者から資料代を徴収することで、受益に対する負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業（県：手話通訳者・手話通訳士の養成、市町：手話奉仕員の養成）の実施に必要なため。								

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化 高齢者福祉の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局福祉法人課 健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	福祉人材確保対策事業		担当者電話番号	施設・人材係 078-362-4086 (福祉法人) 養成・審査係 078-362-9118 (高齢社会)					
事業目的	①雇用のミスマッチ解消による、福祉関連業種の安定的な運営の実現 ②新規養成・潜在的有資格者等による福祉人材の確保								
事業内容	①福祉人材センターの運営支援、②小規模事業所の人材確保支援、③就労希望者の職場体験、④人材養成研修等			事業開始年度	平成3年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(6,615千円) 29,738千円		(6,615千円) 52,762千円		(6,615千円) 79,356千円			
	人件費②	4,004千円	従事人員 0.5人	4,739千円	従事人員 0.6人	4,748千円 0.6人			
	総コスト (①+②)	33,742千円	従事人員 0.5人	57,501千円	従事人員 0.6人	84,104千円 0.6人			
事業の目標	若年層、潜在的有資格者、他業種の離職者等多様な人材の参入促進			[目標設定理由] 少子高齢化の進行が見込まれる中、質の高い人材を安定的に確保する必要がある。 (目標は、兵庫県第5期老人福祉計画及び介護職員見込数(国)、介護福祉士登録者数等による)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	高齢分野人材確保数(H24~)	14,400人 (施設職員数確保累計)	H26	5,500人 (6千円)	9,800人 (13千円)	14,400人 (18千円)	103.8%	100.0%	100.0%
介護福祉士登録者数(H24~H29)	62,000人 (登録者数累計各年度3,100人)	H24~H29	46,400人 (11千円)	49,500人 (19千円)	52,600人 (27千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・少子高齢化により、労働力人口が減少する一方で、福祉・介護サービスは増大が見込まれ、質の高い人材を安定的に確保するための取組が必要							
	有効性	・就職相談会等を各地で開催し参加機会を増やすとともに、福祉職場での体験機会を確保することなどにより、雇用のミスマッチ改善や福祉人材の確保に一定の成果が上がっており、人材の量的確保が進んだほか、福祉人材のキャリアアップ支援のための研修を実施することなどにより定着面でも介護職の離職率が改善した。 ・介護福祉士資格取得については、平成28年度から制度が変わることから、資格取得試験のための代替職員の確保に支援するなどの取組を行っている。 ・高齢者に対する就労支援として、介護基礎知識・技術の取得や介護職員初任者研修を修了した高齢者の雇用等を支援するなどの取組を推進している。							
	効率性	・平成21年度からの取組により福祉人材の量的確保は進んだが、介護関連職種の有効求人倍率は他産業と比較すると依然として高いほか、他産業からの未経験者の参入が多いなど質の確保が課題となっていることから、質の確保を中心に量・質両面にわたる福祉人材確保対策を実施し効率化を図る。 ・平成26年度は、福祉の現場のニーズを踏まえ、学生の福祉・介護サービス分野への参入促進等を実施し効率化を図る。 ・質の確保に係る事業が増えたため、単位コストは増加している。							
	民間・市町との役割分担	・福祉人材の量・質における確保は全県的な課題であり、県が広域的な視点に立って対策を実施する。 ・人材養成研修等の実施にあたっては、職能団体や人材養成校に委託することで、民間のノウハウを有効活用する。							
	受益と負担の適正化	・合同就職説明会では、事業者から出展料を徴収し、適正な受益者負担を求めている。 ・国の臨時特例交付金を活用して実施する事業については、国提示の補助限度額の範囲内で事業を行うため、それを超える分については事業者の負担である。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	人材不足を解消するため、福祉人材センターによる事業に加え、緊急雇用就業機会創出基金を活用し、福祉・介護従事者のキャリアアップ支援や学生の福祉・介護サービス分野への参入促進など事業の重点化を図り、引き続き福祉人材確保対策を推進する。								

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局福祉法人課					
事業名	民間社会福祉施設運営支援事業		担当者電話番号	施設・人材係 078-362-4086					
事業目的	職員を配置基準以上に配置している民間社会福祉施設に対して、人件費を支援することにより、利用者の処遇向上を図る								
事業内容	民間社会福祉施設の人員費の一部を補助 ①対象者 配置基準以上に加配した県認可の民間社会福祉施設 ②対象経費 職員の人員費の一部 ③負担割合 県10/10			事業開始年度	昭和42年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額	平成26年度当初予算額					
	事業費①	(361,801千円) 361,801千円	(386,060千円) 386,060千円	(385,345千円) 385,345千円					
	人件費②	2,402千円	2,369千円	2,374千円	従事人員 0.3人				
	総コスト(①+②)	364,203千円	388,429千円	387,719千円	従事人員 0.3人				
事業の目標	全施設における職員加配の実施及び加配率の向上			【目標設定理由】 施設利用者の処遇向上につながる職員加配は全施設で実施されることが望ましく、加配率の向上は施設利用者の処遇向上につながるため、全対象施設での実施を目標とする。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	実施施設数	436カ所	H26	403カ所 (904千円)	404カ所 (961千円)	436カ所 (889千円)	92.4%	92.7%	100.0%
平均加配率(加配人数/配置基準人数)	60%	H26	54.1% (-千円)	55.2% (-千円)	60.0% (-千円)	90.2%	92.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・利用者処遇の向上を図るためには、サービスの直接の担い手である職員を手厚く配置することへの支援が必要である。							
	有効性	・職員加配を実施している施設数は増加傾向にあり、利用者処遇向上を可能とする体制が強化されてきている。							
	効率性	・第3次行革プランでの実施手法見直しにより、職員加配の実態をより反映し、利用者サービスの向上が図られている。 ・これまでの新行革プラン、第2次行革プラン、第3次行革プランに基づく見直しにより、指標1単位あたりのコストは減少しており、事業の効率化が図られている。							
	民間・市町との役割分担	・県認可の民間施設を交付対象としており、県が事業主体となることが適当である。 ・職員配置基準に応じ交付金の対象とする人数の上限を設定しており、それを超える部分は事業者の負担である。							
受益と負担の適正化									
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		凍結(休止)		延長 終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
実施方針	説明	新行革プラン、第2次行革プラン実施時の見直しに続き、第3次行革プランにおいても実施方法を見直し、より加配の実態を反映した算定方法に変更したところである。 26年度も、利用者の処遇向上のため引き続き実施する。 (参考)							
	算定方法	見直し前		見直し後					
	入所施設加算	-		定員61人以上:10万円、60人以下:5万円					
	激変緩和	平成22年度交付額の80~100%の範囲内		前年度対比、△30万円~50万円の範囲内					

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局福祉法人課					
事業名	日常生活自立支援事業		担当者電話番号	施設・人材係 078-362-4086					
事業目的	高齢者・障害者の権利擁護、福祉サービス利用の援助								
事業内容	①高齢者・障害者権利擁護センターの運営 ②地域における福祉サービス利用援助(市町社協委託事業)			事業開始年度	平成11年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(50,364千円) 100,728千円		(50,607千円) 101,214千円		(50,839千円) 102,141千円			
	人件費②	2,402千円	従事人員 0.3人	2,369千円	従事人員 0.3人	2,374千円 0.3人			
	総コスト(①+②)	103,130千円	従事人員 0.3人	103,583千円	従事人員 0.3人	104,515千円 0.3人			
事業の目標	福祉サービス利用援助を必要とするすべての人がサービスを利用できる体制の整備			[目標設定理由] 福祉サービスの利用を推進し、福祉サービス利用援助を必要とするすべての人がサービスを利用できる体制を整備しなければ、権利擁護が図られないため。 (過去3ヶ年の平均増加率を確保)					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	福祉サービスに関する相談件数(神戸市を除く)	29,996件	H26	25,902件 (-千円)	27,949件 (-千円)	29,996件 (-千円)	181.9%	153.6%	100.0%
福祉サービス利用援助事業契約数(神戸市を除く)	897件	H26	719件 (143千円)	818件 (127千円)	897件 (117千円)	80.2%	91.2%	100.0%	
評価結果	必要性	・福祉サービスの利用が措置から契約制度に転換したことから、判断能力が不十分な高齢者や障害者の福祉サービス利用に対する支援が必要である。							
	有効性	・福祉サービスの利用に関して、相談や情報提供を行うことにより地域生活の安定を図っている。 ・福祉サービス利用援助事業契約数は増加傾向にあり、高齢者・障害者の権利擁護体制が強化されてきている。							
	効率性	・福祉サービス利用援助事業契約数は増加傾向にあり、指標1単位あたりのコストは改善している。							
	民間・市町との役割分担	・社会福祉法の規定により、県社協が市町社協その他の者と協力して事業を実施している。 ・県は事業実施に要する経費を補助している。							
	受益と負担の適正化	・サービス利用者から一定の自己負担を求めており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	高齢者や障害者の福祉サービス利用を支援する事業として社会福祉法に規定された事業であることから、継続して実施する。								

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課・障害福祉局障害福祉課、障害者支援課・こども局児童課			
事業名	社会福祉施設整備費補助事業		担当者電話番号	高年施設係	078-362-3189		
				精神福祉係	078-362-3263		
				障害施設係	078-362-3194		
				児童施設係	078-362-3198		
事業目的	①老人福祉基盤施設の整備 ②障害福祉基盤施設の整備 ③児童福祉基盤施設の整備						
事業内容	社会福祉施設の整備費の一部を助成 ①補助対象者 社会福祉法人等、②補助対象経費 施設整備費の一部、③補助額 老人：特養2,700千円/床・老健25,000千円/施設 障害・児童：補助基準額の2/3(国1/2・県1/4)			事業開始年度	昭和41年度		
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額	平成25年度当初予算額	平成26年度当初予算額			
	事業費①	(6,387千円) 1,446,165千円	(1,106千円) 1,546,211千円	(1,144千円) 1,687,316千円			
	人件費②	26,426千円	26,063千円	26,113千円	従事人員	3.3人	
	総コスト(①+②)	1,472,591千円	1,572,274千円	1,713,429千円	従事人員	3.3人	
事業の目標	①要介護2～5認定者の37%相当が施設サービスを利用するものとして整備目標値を設定			[目標設定理由] 県老人福祉計画による			
	②障害福祉サービス基盤の整備			[目標設定理由] 県障害福祉計画による			
	③要保護児童の健全育成を図るための基盤の整備			[目標設定理由] 施設整備の必要量調査による			
目標の達成度を示す指標	指標名	目標	24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)	
		目標値	年度			H24 H25 H26	
	老人福祉基盤施設の整備量(床数)	39,431床	26年度	36,337床 (7,326千円)	38,800床 (638千円)	39,785床 (1,740千円)	92.2% 98.4% 100.9%
	障害福祉基盤施設の整備量(日中活動系サービス利用定員数)	15,900人	26年度	15,481人 (3,498千円)	15,690人 (7,523千円)	15,900人 (8,159千円)	97.4% 98.7% 100.0%
児童福祉基盤施設の整備量(耐震化率)	45棟	27年度	42棟 (1,472,591千円)	44棟 (786,137千円)	45棟 (1,713,429千円)	93.3% 97.8% 100.0%	
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展に伴い、常時介護を必要とする高齢者が増加することから、引き続き介護基盤整備を進めることが必要である。 ・障害者に対する日中活動サービスの充実やグループホーム等の居住の場の確保を図るため、基盤整備を進めることが必要である。 ・保護の必要な児童の健全育成を図るため、基盤整備を進めることが必要である。 ・災害時に障害者(児)が安心して生活できるよう、在宅障害者向けの避難スペースの整備促進が必要である。 ・家庭的な療育環境の提供や3障害に対応したケアや自立支援に向けた支援をするために障害児入所施設の機能強化が必要である。 ・身近な地域において、障害児の早期支援ができるように児童発達支援センターの整備促進が必要である。 					
	有効性	・計画的に補助を進めており、整備量は着実に増加している。					
	効率性	・老人福祉基盤施設については、1床当たり単価を定めており、障害福祉基盤施設、児童福祉基盤施設については、国庫補助単価が定められているため、実質的なコストは一定している。					
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設については、定員29名以下の地域密着型施設については県基金を財源に市町を経由した間接補助として、また、定員30名以上の広域施設については県の直接補助補助として交付している。 ・障害者・児童施設については、国庫補助金に対して都道府県が随伴することが義務づけられている。 ・国が提示する補助基準額を超える部分は事業者負担である。 					
	受益と負担の適正化	・老人福祉施設の居室部分については、入所者の費用負担によることとして、補助対象外としている。					
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し		
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他
	各分野の事業計画で必要と見込まれる量の施設基盤の整備を着実に進めるため、引き続き事業を継続する。						

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課					
事業名	重度障害者医療費助成事業		担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3208					
事業目的	重度障害者が必要な医療を受ける機会を確保								
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 重度心身障害者児(身体：1～2級、知的：重度、精神：1級)、②補助対象経費 医療保険による自己負担額(1～3割)と一部負担金の差額、③負担割合 県1/2・市町1/2、④一部負担金 通院600円・入院1割				事業開始年度	昭和48年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(5,448,715千円) 5,448,715千円		(5,324,527千円) 5,324,527千円		(5,376,092千円) 5,376,092千円			
	人件費②	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人	3,957千円 0.5人			
	総コスト(①+②)	5,452,719千円	従事人員 0.5人	5,328,476千円	従事人員 0.5人	5,380,049千円 0.5人			
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要ときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			【目標設定理由】経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	事業実施市町数	41市町	H26	41市町 (132,993千円)	41市町 (129,963千円)	41市町 (131,221千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・障害者福祉の向上を図る必要がある。							
	有効性	・必要ときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。							
	効率性	・指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。 ・受給者数の増により1市町あたり予算額は増加した。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・他の障害者制度の状況を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、障害者(児)の自立更生の促進を図るため、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課					
事業名	老人医療費助成事業		担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3208					
事業目的	高齢者が必要な医療を受ける機会を確保								
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 65～69歳、②補助対象経費 医療保険による自己負担額(3割)と一部負担金の差額、③負担割合 県1/2～2/3・市町1/3～1/2、④一部負担金 2割(経過措置者1割)			事業開始年度	昭和46年度				
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(730,194千円) 730,194千円		(756,415千円) 756,415千円		(669,268千円) 669,268千円			
	人件費②	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人	3,957千円 従事人員 0.5人			
	総コスト(①+②)	734,198千円	従事人員 0.5人	760,364千円	従事人員 0.5人	673,225千円 従事人員 0.5人			
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要ときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			[目標設定理由] 経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	事業実施市町数	41市町	H26	41市町 (17,907千円)	41市町 (18,545千円)	41市町 (16,420千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・高齢者福祉の向上を図る必要がある。							
	有効性	・必要ときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。							
	効率性	・指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・他の福祉医療制度を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。 ・国における医療保険制度改革に対応した見直しを行っており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他								
説明	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の健康の増進及び福祉の向上を図るため、第3次行革プランに基づき、自己負担割合及び負担限度額を見直して実施。 【第3次行革プランに基づく見直し】(H26.7) ・低所得者Ⅰの自己負担割合を1割引き上げ(2割) ・低所得者Ⅱの負担限度額引き上げ 								

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課					
事業名	母子家庭等医療費助成事業		担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3208					
事業目的	母子家庭等が必要な医療を受ける機会を確保								
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 母子家庭等の母等及び高校生等以下の子、②補助対象経費 医療保険による自己負担額(1~3割)と一部負担金の差額、③負担割合 県1/3~2/3・市町1/3~2/3、④一部負担金 通院800円・入院1割				事業開始年度	昭和54年度			
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額			
	事業費①	(1,053,240千円) 1,053,240千円		(1,008,013千円) 1,008,013千円		(822,537千円) 822,537千円			
	人件費②	4,004千円	従事人員 0.5人	3,949千円	従事人員 0.5人	3,957千円 0.5人			
	総コスト(①+②)	1,057,244千円	従事人員 0.5人	1,011,962千円	従事人員 0.5人	826,494千円 0.5人			
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要ときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			【目標設定理由】経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H24	H25	H26
	事業実施市町数	41市町	H26	41市町 (25,786千円)	41市町 (24,682千円)	41市町 (20,158千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・母子家庭等の福祉の向上を図る必要がある。							
	有効性	・必要ときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。							
	効率性	・指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・他の福祉医療制度を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。 ・母子(又は父子)世帯と他の世帯との不均衡を是正するための見直しを行っており、受益と負担の適正化が図られている。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)	延長	終期設定	
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
実施方針説明	母子家庭等の経済的負担を軽減し、こどもの健全育成を図るため、第3次行革プランに基づき、所得制限及び負担限度額を見直して実施。 【第3次行革プランに基づく見直し】(H26.7) ・所得制限の見直し(児童扶養手当全部支給基準) ・負担限度額の見直し(乳幼児等医療と同じ)								

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課							
事業名	国民健康保険組合特定健診支援事業		担当者電話番号	医療係 078-362-3209							
事業目的	平成20年度から保険者に義務づけられた特定健診等に係る経費を、国民健康保険組合のうち、財政力が低い組合を対象として、受診率の向上及び特定保健指導の継続実施を目指し、医療費適正化に資する。										
事業内容	財政力の低い国民健康保険組合に対して、特定健康診査等に要する経費の一部を補助する。			事業開始年度	平成21年度						
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額					
	事業費①	(9,800 千円) 9,800 千円		(5,000 千円) 5,000 千円		(5,000 千円) 5,000 千円					
	人件費②	1,602 千円	従事人員 0.2人	1,580 千円	従事人員 0.2人	1,583 千円 0.2人					
	総コスト (①+②)	11,402 千円	従事人員 0.2人	6,580 千円	従事人員 0.2人	6,583 千円 0.2人					
事業の目標	補助対象の国保組合における特定健康診査受診率の向上			[目標設定理由] 特定健康診査・保健指導の事業評価指標であるため							
目標の達成度を示す指標	指標名		目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)			
	補助対象の国保組合における	特定健康診査実施率	70%	H29	28.0% (-千円)	29.3% (-千円)	40.0% (-千円)	H24	H25	H26	
		特定保健指導実施率	30%	H29	5.5% (-千円)	10.0% (-千円)	15.0% (-千円)	40.0%	41.9%	57.1%	
評価結果	必要性	市町国保が実施する特定健康診査等に対しては、国・県からそれぞれ補助基準額の1/3相当額の負担金が助成されているが、国保組合に対しては国からの補助金のみであり、平成29年度における目標達成のためには、財政力の特に脆弱な組合に助成を行う必要がある。									
	有効性	今年度の特定健康診査等の事業実績は、前年度に比べて増加(健診受診者H24実績12,955人→H25見込13,407人)の見込みで取り組んでおり、この取組をさらに推進させ受診率向上に有効である。									
	効率性	国庫補助事業と連動して事業実施しており、実質的コストは一定である。									
	民間・市町との役割分担	国民健康保険組合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(H20制定)に基づき、医療保険者の義務として自らが事業主体として特定健康診査等を実施することとなっている。									
	受益と負担の適正化	当事業費補助は、実質的公平の観点から財政力の弱い国民健康保険組合に対して行うものであり、著しく不公平な受益は発生しないものと考えられる。									
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し					
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長			終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他				
説明	財政力の弱い国保組合の取組を支援し、被保険者の健康の保持増進を図り、もって医療費適正化に資するため、引き続き事業を継続する。										

事務事業評価資料

施策名	人権啓発施策の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局人権推進課						
事業名	人権文化県民運動推進補助		担当者電話番号	啓発係 078-362-9135						
事業目的	「人権文化をすすめる県民運動」を全県的に展開するため、市町の人権啓発事業に対し補助する。									
事業内容	市町の人権啓発事業に対する補助 ①補助対象者 市町、②補助対象経費 市町単独で実施する 人権啓発事業費の一部、③補助率 1/3			事業開始年度	昭和54年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(18,907千円) 18,907千円		(20,000千円) 20,000千円		(20,000千円) 20,000千円				
	人件費②	2,402千円	従事人員 0.3人	2,369千円	従事人員 0.3人	2,374千円 従事人員 0.3人				
	総コスト (①+②)	21,309千円	従事人員 0.3人	22,369千円	従事人員 0.3人	22,374千円 従事人員 0.3人				
事業の目標	人権尊重の理念が、生活文化として県民に定着している社会をめざす。			[目標設定理由]人権侵害のない社会を実現するためには人権尊重の理念の浸透を図ることが必要。このため、半数以上の人々が「不当な差別がない社会だと思う」ことを目標とした。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	不当な差別がない社会だと思ふ人の割合(美しい兵庫指標)	50%	H27	21.8% (一千円)	41.9% (一千円)	45.9% (一千円)	43.6%	83.8%	91.9%	
	補助制度を活用する市町の数	41市町	毎年度	41市町 (520千円)	41市町 (546千円)	41市町 (546千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
本人通知制度を導入している市町の数	41市町	H30	6市町 (3,552千円)	21市町 (1,065千円)	28市町 (799千円)	14.6%	51.2%	68.3%		
評価結果	必要性	・近年、ますます、複雑かつ多様化している様々な人権問題を解決するためには、引き続き、市町が地域に密着して実施する人権啓発事業に補助を行い、県と市町が一体となって「人権文化をすすめる県民運動」を全県的に展開することが必要である。								
	有効性	・指標の数値は上昇しており、事業は有効である。 (H19~21:17~18%→H22~24:21~23%→H25:41.9%) ・全県的な県民運動として実施するにあたり、市町へ補助することにより、市町が地域に密着したきめ細かい事業を行うことができることから、県が直接執行するより、はるかに有効かつ効率的な事業が実施できる。 ・また、当該補助金は県内全市町で活用されており、県内全域における一定水準の人権啓発の確保とともに、県・市町一体となった「人権文化をすすめる県民運動」の推進にとって有効に機能している。 ・本人通知制度の啓発を特別事業として補助の対象としたH25から、市町の制度導入が急速に広がっており、当該補助金の効果を示している。								
	効率性	・H25から事業見直しを行ったことにより、指標1単位あたりのコストは低下しており、事業の効率化が図られている。 (H24:977千円→H25:534千円)								
	民間・市町との役割分担	・市町における事業の定着状況を踏まえ、平成20年度より補助率を、1/2→1/3に見直し、さらに平成23年度には、市町の人口規模に応じた補助基準単価に見直ししたところであり、適正な役割分担が図られている。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	平成25年度から、従来の「人権文化をすすめる県民運動市町補助」を見直しを行い、対象事業の重点化とともに、市町の先進的な取組を補助対象とするほか、国の地方委託費との役割分担の明確化等の見直しなどを適切に行った。 今後は、当該補助制度を効果的、効率的に活用することで、引き続き「人権文化をすすめる県民運動」を市町と一体となって全県的に推進していく。									

事務事業評価資料

施策名	人権啓発施策の推進		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局人権推進課						
事業名	人権ネットワーク事業		担当者電話番号	啓発係 078-362-9135						
事業目的	①関係機関・団体の連携を強化し、人権相談から保護・救済へと速やかにつなぐ。 ②人権に関わりの深い様々な職種従事者に対する研修を行い、人権課題の多様化に対応する。 ③人権に関する幅広い情報を県民等に対して提供し、県民の人権意識の高揚等を図る。									
事業内容	①人権ネットの運営(年4回)、②人権啓発研修の実施、③「人権ジャーナルさずな」の発行(毎月)			事業開始年度	昭和51年度					
事業に要するコスト	区分	平成24年度決算額		平成25年度当初予算額		平成26年度当初予算額				
	事業費①	(195 千円) 8,700 千円		(155 千円) 8,660 千円		(124 千円) 8,629 千円				
	人件費②	14,414 千円	従事人員 1.8人	14,216 千円	従事人員 1.8人	14,243 千円 従事人員 1.8人				
	総コスト(①+②)	23,114 千円	従事人員 1.8人	22,876 千円	従事人員 1.8人	22,872 千円 従事人員 1.8人				
事業の目標	①人権に関わる様々な関係機関・団体の連携強化を図る。			[目標設定理由]人権相談から保護・救済へと速やかにつなぐためには関係機関・団体の連携が不可欠。						
	②人権課題の多様化に対応した研修を実施する。			[目標設定理由]人権課題の多様化に対応するためには、幅広い職種に対する研修が必要。						
	③多様な人権課題に関する情報を全県的に幅広く提供する。			[目標設定理由]県民の人権意識高揚を図るためには、様々な人権情報を幅広く提供することが必要。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		24年度実績	25年度見込み	26年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H24	H25	H26	
	人権ネットワーク参加団体数	40団体	毎年度	41 団体 (564 千円)	41 団体 (558 千円)	41 団体 (558 千円)	102.5%	102.5%	102.5%	
特定職種人権研修受講者数	3,400人	毎年度	3,324人 (7 千円)	3,300人 (7 千円)	3,400人 (7 千円)	97.8%	97.1%	100.0%		
評価結果	必要性	・様々な人権問題が存在し、かつ複雑・多様化しており、人権相談から救済へと速やかにつないでいけるよう、関係機関・団体間の連携を強化するとともに、幅広い研修・啓発活動を展開することが求められており、本事業を継続実施する必要がある。								
	有効性	・いずれの指標も、ほぼ目標値を達成しており、事業は有効である。 ・平成24年度には、新たな人権課題である性的マイノリティの支援団体に参画いただくなど、幅広い関係機関・団体との連携・協働のもと、幅広い研修・啓発活動を展開でき、事業は有効である。								
	効率性	・指標1単位あたりのコストはほぼ一定しており、効率的に実施されている。 ・関係機関・団体との連携・協働により、相互の意見、情報の交換・共有を図りながら、幅広い研修・啓発活動を効率的に展開できる。								
	民間・市町との役割分担	・本事業は、広域的な観点から全県的に展開する事業であり、中立・公平・公正性を確保しつつ、広域的な観点から県が全県的なネットワークを構築し、展開することが適切である。								
	受益と負担の適正化	・警察職員、医療関係従事者、社会福祉施設職員等人権に関わりの深い職種に従事する職員や行政書士等を対象とした特定職種従事者研修については、(公財)兵庫県人権啓発協会が講師を派遣し、研修主催者が受講料と講師旅費を負担するなど受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続		実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
	様々な人権問題に対応し、人権相談から救済へと速やかにつないでいけるよう、新たな人権課題にも適切に対応するなど、幅広い関係機関・団体間の連携を、より強化することが必要であり、引き続き事業を継続する。									